

京 都 府	
2・5〔3・10〕 亀山藩に百姓一撥おこる。 政経大年表	
3・一 綾部井堰、水害で破損。矢田堰流失により綾部井堰に結合堰を造る。またこの連絡水路として延裏新溝を開さく。 明治以前日本土木史	
5・24〔6・26〕 兵庫開港勅許。本府産茶の貿易熱高まる。 府誌上	
7・一 將軍徳川慶喜、山城一国の租税を献納し、貢米30万俵の廃止を奏請。 政経大年表	
8・一 幕府、山城国中の公家領寺社領および宿駅などを除く諸領の収納総税小物成にいたるまで献納するにつき当国の領分知行はすべて上地されることを定める。 嘉永明治年間録	
9・一 幕府、米価の下落にかかわらず諸物価の高値を厳禁。 ⁽¹⁾ 政経大年表	
12・16〔1・10〕 旧京都町奉行所貯蔵の米金を市民に賑給。また天明以後の貸附金を免除。 同上	
この年	
▷ 中郡口大野村の蒲田善兵衛、綿縮緬織を創製。 府著名物産調	

参 考		日 本	
(1) 大坂肥後米相場は1石につき政字銀1貫475匁(1月)より590匁(10月)に下落、江戸の米価は金1両につき最高1斗1升6合8勺(5月)より最低1斗8升4合3勺(11月)に下落、年末の大坂蔵米在高は34万5千俵。これに対し大麦は一石銀290匁、小麦同786匁5分、大豆同797匁5分、繰綿は金1両につき460匁より580匁、讃州白砂糖は1貫につき銀15匁6分より23匁3分、舶来極上白砂糖同35匁5分、瓦は1万枚金40両、大工の上手間賃は銀15匁飯料7匁5分。		1・一 小豆島に百姓一撥おこる。	
米収・米価・人口表(全国)		2・26〔3・31〕 幕府客年の凶作のため献納米にかえて金18万両を進献。	
年次	米収獲高 (オカボを含む) 全国収量	米 価 (150) (キロ当)	総人口 (国内) 百万人
明治元		5.98	
2		9.02	
3		9.20	
4		5.63	
5		3.88	34
6	24,021	5.73	34
7	25,914	7.28	35
8		7.28	35
9	24,743	5.01	35
10	26,599	5.55	35
11	25,282	6.03	36
12	31,688	1.249	36
13	31,433	1.223	36
14	29,912	1.169	36
15	30,401	1.173	37
注・米収獲高…明6～11は鉄道省運輸局編「米に関する経済調査」(大14)から、明12～13は農務局刊「全国農業表」から明14～15は累年比較となりうる農作物累年統計表(農林省農林経済局刊昭30)による。150キロ=1石 ・米価…明元～11は東京深川の平均相場、12年以後は日本農業年鑑による。 ・人口…百万人以下切捨 ・資料…明治百年農業史			
		4・一 幕府、市中の物価とくに米価の暴騰により人心不穏のため買占・売惜を禁止し、各村相互の融通を令し、さらに米の現在高を調査。	
		10・14〔11・9〕 大政奉還。	
		10・一 江戸米穀地廻り問屋約500軒、10月中に金5万両の上納を命ぜられる。他に材木、塩、炭真木、菜種、酒の諸問屋、18万両の上納を命ぜられる。	
		11・一 江戸で浪士・幕府歩兵組など市中を横行し、略奪を行なう。	
		12・9〔1・3〕 王政復古。	
		この年	
		▷ 鹿兒島紡績所操業開始。	
		▷ マルクスの『資本論』第1巻(II 1885、III 1894)。	

京	都	府
<p>1・19〔2・12〕 新政府、租米を抵当とし金300万両を近畿の豪商につのる(1・23 紙幣300万両の製造を決定。次いで準備金を京都・大阪の豪商に賦課。1・29 京阪富豪百数十人に会計基金130万両を徴課。5・15 太政官札発行)。 <small>明治維新史研究、明治史要</small></p> <p>1・一 伏見薪炭共進組設立。伏見町現勢一斑</p> <p>2・6〔2・28〕 淀川筋諸舟通行御用船取締役設置。 <small>府史</small></p> <p>3・一 宮津県、太政官の徒党・強訴・逃散の法度を街頭の高札場に掲げる。 <small>三重郷土志</small></p> <p>4・一 神戸港茶市場開設(府下産茶の進出さかんとり茶価高騰)。⁽¹⁾ <small>府茶業史、日本茶貿易概要</small></p> <p>閏4・25〔6・15〕 政府、商法司を京都に設置し国内商取引を管掌させる。この下に京都商法会所設置(三井八郎右衛門ら元締となり直接諸業を取締ると共にその振作と金札の流通などにあたる)。 <small>府史、京都経済史</small></p> <p>5・22〔7・11〕 大雨のため宇治川決壊(5・24 会計官派遣され被害調査および賑恤)。⁽²⁾ <small>府史、府庁文書 明1-5</small></p> <p>5・30〔7・19〕 京都商法会所、「商法大意」布達。⁽³⁾ <small>府史、京都経済史</small></p> <p>7・一 綾部<small>こも</small>振卸製造場開業。 <small>伏見町現勢一斑 大5</small></p> <p>7・一 府、町組五人組仕法書を選定。 <small>府史</small></p> <p>7・一 府、管内に施政の趣旨を達す(同時に不当の石盛・掛り物があれば村役人に申出よという)。 <small>府庁文書 明1-5</small></p> <p>10・20〔12・3〕 会計官中に治河掛を置き木津河口の改さくに従事。これより先、山城国綴喜・相楽・紀伊・久世・乙訓5郡の水害甚大(10・28 治河使を山城国八幡、大坂の網島、島町の3カ所に設置。明2・7・27治河使廃止、その事務は土木司に属す)。 <small>今世農史</small></p> <p>11・13〔12・26〕 小前引立所、西園寺等洛中3寺に設置(小前引立貸渡金として府下貧民無産者の営業成立のため小口貸付を行ない、救売米等救恤の資金とした。明6・3に救恤から殖産興業方面に充当される)。 <small>府史</small></p> <p>11・23〔1・5〕 府、錢札を発行。 <small>同上</small></p> <p>11・28〔1・10〕 府、流民集所を六波羅・堀川・塔の段・千本に設置。初め乞食窮人等に市中塵芥掃除、溝凌えなど行なわせ、のち授産(明3・11窮民授産所開設)。 <small>同上</small></p> <p>11・一 伊勢屋九兵衛等、窮民救済と国益を名</p>	<p>目に相楽郡童仙房開発を府に申請。⁽⁴⁾ <small>府史、府庁文書 明1-28</small></p> <p>11・一 紀伊郡六地藏宿の人民、淀川漕運を申請し、府、これを許可。 <small>府史</small></p> <p>12・23〔2・4〕 政府、木津川の附替工事を起工⁽⁵⁾(明3・1・22竣工)。 <small>明治以前日本土木史、明治工業史 土木篇</small></p> <p>この年</p> <p>▷ 久美浜県、織田九左衛門の建議を入れて信州蚕種を購入し県下に配布を企画したが、輸送途中に蚕児発生して失敗。 <small>熊野郡誌</small></p> <p>▷ 与謝郡栗田村竜源寺住職、竹野郡よりパレイシ<small>いんげん</small>の種塊を移入し、同村江川嘉助これを試作し漸次増殖をみる。 <small>府誌上</small></p> <p>▷ 新政府、営繕司番所を葛野郡嵯峨村に設置し大堰川筏運上・束物運上を徴収(司番所設置以前は亀山藩(亀岡)によったもの。明2 同所を土木司出張役所と改称)。 <small>同上</small></p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 与謝郡伊根浦沖にイワシ群来し、小字耳鼻の亀井治良兵衛は従来の刺網を改良し、いわゆる沖捕という追置網を発明。 <small>府漁業の歴史</small></p> <p>▷ 与謝郡宮津町の木崎忠右衛門、手操網を改良してエソを捕る。 <small>同上</small></p> <p>▷ 加佐郡東吉原の野村治兵衛、延縄漁を改良。 <small>同上</small></p> <p>▷ 加佐郡西大浦村瀬崎では不漁続きで漁業から養蚕業に転換する者ふえる(明30代後半ふたとび漁業さかん)。 <small>同上</small></p>	

参	考	日	本
(1)	山城宇治田原の茶商奥田熊次郎の亜米3番ミス・ベーカー商会への売込みが内地人最初の茶輸出取引となる。以後、伊勢以東の産出茶を輸出する横浜港に代って山城茶を中心とする神戸港の製茶輸出がのびる。	1・3〔1・27〕	鳥羽、伏見の戦。
(2)	秧苗後13日以上なお水底に没するものは本年田租を免除し、10日前後に水落ち田乾くものは後日検査し後の令を待つべしとされる。	3・14〔4・6〕	五箇条の御誓文発布。
(3)	株仲間につき改定され、仲間より2人宛の肝煎を選定届出ること、商法司より直接人選することもあり、諸株仲間人数増減勝手たるの外、在来の冥加金・上納金は廃止された。さらに11・23には酒造株のほかは諸株を一斉に廃止したが、濫立を防ぐため新たに商法仲間の鑑札を下付し、諸商をして商社を結立させ各業の仲間を商社と改称。	3・15〔4・7〕	徒党、強訴、逃散禁止。
(4)	「右場所私へ引請開発被仰付被下候ハハ入用才覚ヲ以最寄其外難浪人ノ次男等ニテ別宅手當モ無之様ノ者ヲ寄集メ、所々ニ當分堀込柱繩搦ノ仮小屋取建差置、手間賃食物等差遣追々ニ養水溜池等拵拵々田地ニ開発仕水掛り難出来場所ハ畑地ニ開発仕作毛仕付試地馴候ハハ右ノ者共へ宛作為致相應ノ御年貢上納仕度」。	4・17〔5・9〕	蝦夷地開拓方法公布。
(5)	都々城村奈良より流路を南西に変え男山八幡下にて淀川に合流させる。工事用の石材は木津・八幡山・保津川筋より、砂利は加茂川・桂川筋より、松材は八幡山などより求める。木津川は古くは寺田村より巨椋池に注いだが流出土砂により沿岸に水害を及ぼすため文禄3(1594)年に改修され、淀城西で宇治川に合流。	閏4・14〔6・4〕	古金銀銭等の通用価格を規定。
		閏4・一	大総督府、蚕卵紙生糸改所を江戸呉服橋内牧野駿河守邸に設置し輸出に充当するものは検査を受けるよう諸藩・代官所に下令。
		5・1〔6・20〕	蚕卵紙生糸改所設置(この頃蚕卵紙の輸出量188万枚に達す。以後漸減)。
		5・27〔7・16〕	酒造に関し免許外増造を禁止造酒鑑札を改正。造酒100石につき冥加金20両あて賦課。
		6・一	種畜改良増殖のため官営嶺岡牧場を開く。
		7・12〔8・29〕	米穀の津留めおよび買占を禁止。
		7・一	蝦夷地函館居留のブルガリヤ人ガルトネル請願の農事試験を許可。亀田郡亀田村田谷の民有地に麦を試作、一期でやめ再び同郷七里村に麦試作。
		8・6〔9・21〕	税法一両年は旧慣襲用を布告。
		8・6〔9・21〕	米価高騰のため府県の酒造量を免許量の3分の1に制限。
		9・8〔10・23〕	明治と改元。
		12・18〔1・30〕	拝領地・除地のほか村々の地面はすべて百姓持ちの地。身分違いの者が買取った際は名代を届け、諸役を勤めるべきことを命じる。
		この年	
		▷	米不足と米価騰貴のため主として外商による米の輸入が多い。
		▷	富山県氷見郡十二町瀧に逆水止水門を設け594町を排水。
		▷	上野国の高山長五郎・木村九蔵兄弟、飼育日数35日を目標として補温をする蚕飼育法を清温育と称して公表。
		▷	長野県佐久郡、島根県隠岐島などに農民騒擾。
		▷	東北地方凶作。
		▷	稲作反当労働量はこのころから大正初期には30~40人。

京	都	府
<p>1・一 綾部に国産会所設立。 綾部町史</p> <p>3・一 物産引立会所、洛北鷹ヶ峯の荒蕪地を開拓し茶樹を植栽。 府史</p> <p>3・一 府、郡中制法・市中制法・村庄屋心得条目・町役心得条目を制定⁽¹⁾、全国の範例となる。 同上</p> <p>4・7〔5・18〕 府、市政局内に新たに勸業方を設置（これより先3・19商法司廃止の布告あり、物産富殖を各府県の職務とする。4・10 大年寄役石束市郎兵衛などに勸業方用掛を命ず）。 府庁文書 明2-8、府史</p> <p>4・12〔5・23〕 府、会計官に勸業資金50万両の拝借を申請（4・17会計官、10万両を支給、本府の勸業基金となる。同日、府は50万両入用を固持したが拒否される）。 府史</p> <p>4・一 伊勢屋九兵衛等、童仙房開拓願を再び府に申請（この年3・23府による現地見分が行なわれ、不許可となったもの）。 府庁文書 明1-28、経済史研究19</p> <p>4・一 与謝郡大原村、伊根浦3カ村との海境確定の訴状を久美浜県知事伊王野治助左衛門に提出（旧幕府御料以来の慣行による村界の確定を申し出たもの。同知事により大原村の勝訴となる）。 府漁業の歴史</p> <p>5・一 府、管内旧慣の物成年季等の租例を検討。 府史</p> <p>5・一 府、桑苗25万本を購入し市郡の有志に貸与。 府史、京都貿易史</p> <p>6・9〔7・17〕 府、米価高騰のため市中5カ所に救売米所を設置（この年4回に分けて救売米を行う）。 府史</p> <p>6・10〔7・18〕 府、随意に舟の建造を許し漕運の便を図る。 同上</p> <p>6・一 久美浜県糸会所設立。 過渡の久美浜</p> <p>7・12〔8・19〕 府、醍醐寺三宝院門跡安原順堂に命じて管内の良木栽培に協力させる（7・20順堂、山科郷中・鴨川堤・宇治郷中の数カ所を養桑良木栽培に適うと府に建白。10・9順堂に良木栽培用掛を命ず）。 府庁文書 明2-33、府史</p> <p>7・23〔8・30〕 山野荒地社寺境内民家等に良木植付奨励を布達。⁽²⁾ 布達92号</p> <p>8・9〔9・14〕 会計官、府に丹波亀岡領保津川の運上所(1/20運上)を廃し嵯峨御用場において税木を徴収することを達す。 府史</p> <p>8・26〔10・1〕 太政官、窮民救恤米として以後12カ月間毎月700石を下付。 府庁文書 明2-1、太政官日誌</p> <p>8・27〔10・2〕 府、旧幕府部属角倉與市の加</p>	<p>茂川高瀬船の主務および角倉伊織の加茂川浴堤の主務とともに罷免し、すべて府土木掛の管理とする（8・28山城国諸河の通船事務はすべて府土木掛主管となり、大堰川筋をはじめ運材事務も本府管轄となる）。 府史</p> <p>9・一 民部省、取箇帳の提出期を令す。また従来の畑方木棉作検見を廃し、本年以前10カ年または15カ年の正租平均をもって相当の定免取とすることを指示。 府庁文書 明2-1、府史</p> <p>10・4〔11・7〕 民部省、人民に養蚕奨励を久美浜県などに令達。 今世農史</p> <p>10・4〔11・7〕 府、衆民困窮につき諸商會社の設立を勧奨し、開商資金を貸与することを市中に布告。 府史</p> <p>10・4〔11・7〕 府、相楽郡童仙房開拓を直営事業とする（開拓掛に市川義方、開拓用掛に伊勢屋九兵衛・越後屋専助を任命。12月市中の窮民300余人を募って移住させ開墾に着手）。 府庁文書 明1-28</p> <p>10・18〔11・21〕 下京第14番小学校会社設立（小学校会社のはじめ）。 公同沿革史</p> <p>10・一 市中の小学校永続および産業引立のため救済米として米3,150石を各校に下渡。 布達139号、府史</p> <p>10・一 府、年寄等に官堤の地を貸与し良木栽培を許可。 府史</p> <p>11・12〔12・14〕 府、凶作・米価高騰につき造酒量を各免額の1/3にすることを布告し、あわせて過造・密造を厳禁。 同上</p> <p>11・一 西陣物産引立会社設立（油小路一条坊北、織戸3千余戸を18に分つ）。 京都貿易史</p> <p>11・一 元会計御米方嵯峨郷土 井上與十郎・元右衛門府駕輿丁 藤井廉兵衛等、山城・摂津・河内の荒地開発請負を府に申請（明3・5・8不許可）。 府庁文書 明2-33</p> <p>11・一 府、茶種弘底のため久美浜県・大津県に茶実買集を依頼。 府史</p> <p>11・一 府、旧幕中設置の洛北鷹ヶ峰薬園地の畑地開墾を弁官に申請⁽³⁾（12・8許可）。 同上</p> <p>12・11〔1・12〕 府、良木栽培法則を草案し東京府権大参事青山貞に送ってその得失を議す。 同上</p> <p>12・12〔1・13〕 府、洛中の地子銭免除を弁官に同。⁽⁴⁾ 同上</p> <p>12・24〔1・25〕 府、民部省へこの年の山城国御物成米金高を報告（高89,050石5斗余、此取米18,119石余、金126,973両余）。 同上</p> <p>12・26〔1・27〕 再び小学校基立米として3,200石を下渡。 布達171号</p>	

参	考	日	本
(1) 郡中制法「第4条；五人組之儀ハ家並最寄ヲ以組合セ親戚同様親シク可相交事。付、他處人出稼ニ来ルモノモ同断是迄ノ在處役人ノ添書ヲ取り人柄不審モ無之請人等モ有之ハ其書モノヲモ取置願出聞届之上可免滞居其儀ナク不審之者留置ニヲイテハ家主五人組トモ迄モ可為越度事。付、組内死生縁組改名田島山林売買譲與其外廉立出入有之ハ其度々庄屋へ相届戸籍へ可書記事。第6条；農業ヲ不動不正ノ商売ヲ事トシ高利ヲ貪ル事堅ク誠ムル所ナリ。諸事農家之風ヲ不失耕作精々可相励事。付、有徳之百姓米銀ヲ貸トイヘトモ利息尋常タルヘシ貸家カシ地等過當之代料取ルマシク諸職人作料手問賃申合セ高値ニスヘカラサル事。付、米穀諸商物締買或ハ申合セ高価ニスヘカラサル事。第17条；永荒ノ地起シ返シ又ハ新田畠開立ハ可届出事。第21条；御林御立山ノ竹木枝葉タリトモ御用之外採用停止ノ事」。全文は府町村余録史		1・14〔2・24〕 牧牛を房総諸牧に試みる。	
(2) 布達92号；「桑漆茶櫃等ノ良木ヲ所在隣地ニ栽培セシメ及ヒ土地ノ便宜等ヲ申告セシム土地繁富物産富殖之一端トモ可相成タメ桑漆茶櫃其外良木植付之儀申付候條山野荒蕪地ハ勿論社寺境内民家等ニテモ農業田畑之妨ニナラサル地ハ右良木植付掛リノモノヨリ及來談候ハハ可成丈ケ植付相調候様イタスヘク…」なお、良木植付に好適なる土地を所持する者で開き手不足の際は植付掛より人手を派遣するとしている。		1・23〔3・5〕 薩長土肥の4藩、版籍奉還を奏請。	
(3) 葉園地1,200坪を畑に開墾し相手の貢米を賦課すること、藤林玄丈配下の「荒子」と称す4名は西紫竹大門村鷹ヶ峰戸籍に組入れ葉園跡地の畑で農業をさせること、などを内容とする。		2・15〔3・27〕 各府県に対しその歳入、管内の私領・社寺領の収入を取り調べ、過去5カ年を平均し報告することを命ず。	
(4) 同文中の洛中洛外の景況；「古昔ヨリ洛中ト称スル地ハ四囲ノ御土居ヲ以境トシテ萬民其内ニ家居候得共漸次ニ東隅ニ轉移シ今ヤ西北ハ田畠相開ケ東方御土居外ハ却テ数千ノ人家軒ヲ連候光景、加之商家農地ニ居リ不耕ノ地ニテ田畠ノ税ヲ出シ重キ町入費軒役ヲモ差出其他農商之區別土地之境界混雜不一形隨テ施政之妨下民ノ憂不少候」。		2・一 政府、府県施政順序を定める行政官達により直轄領府県統治方法を一般的に規定。租税改正については「貧富得失ヲ平均スル」方針。	
		3・10〔4・21〕 開墾役所を東京に設置し窮民による千葉県小金原の開墾を計画（窮民授産開墾規則）。	
		3・28〔5・9〕 東京遷都。	
		4・一 府県の助郷賦課の方法を改正。	
		5・3〔6・12〕 民部官に開墾局設置。	
		6・17〔7・25〕 283藩の版籍奉還を許し旧藩主を各藩知事に任命。このさい官簿への記載を証として藩有林の官林への編入行なわれる。奥地未利用林野も官林とする。華土族平民制発足。	
		6・19〔7・27〕 夫米・夫役・夫銭の制を廃し、三役・口米・口永・延米など従来どおりとする。	
		6・25〔8・2〕 諸藩知事家禄制定。封地実収入の1/10を給与。	
		7・8〔8・15〕 官制改革、2官6省設置。租税・農政担当は大蔵省・民部省。	
		7・28〔9・4〕 府県奉職規則制定。2月の租税改正の企図を撤回し旧租法維持の方針を示し、田畑永代売買停止の旧則にのっとり貧民も田畑を離れぬよう良制をたてることを述べる。	
		8・一 北海道移民扶助規則公布。	
		8・一 民部省に勸業局設置。	
		9・18〔10・22〕 諸藩の米穀移出解禁。	
		9・29〔11・2〕 各開港場に蚕卵紙生糸改所を設置。	
		9・一 手賀沼・印旛沼・那須野原開墾を許可。	
		10・一 通商司牧牛馬掛、洋種牛豚・製乳機を英国より購入（洋種牛豚の購入開始）。	
		12・27〔1・18〕 主として越後産米を対象として外国船による米の輸送を禁止。	
		この年	
		▷ 信濃川流域400カ村の農民騒擾他42件おこる。	
		▷ 岡山県上道郡高島村雄町の岸本甚造、水稻「雄町」を伯耆大山からの帰途発見。	
		▷ 雨多く凶作、全国の桑樹凍害（天保7に次ぐ被害）。	
		▷ 政府による外国米輸入開始。	
		▷ 新政府、各漁村の慣行を承認。	
この年			
▷ 与謝郡伊根町新井でボラ敷網漁の共同経営開始（明25に中断）。 府水産史年表			
▷ 船井郡富本村青戸の川勝瀬平、葛野郡越畑の西谷池の開さくに着手（初め地元農民が反対したがのち水田20余町歩の青戸新田なる）。 船井郡誌、廻り池沿革誌			

京	都	府
<p>1・4〔2・4〕 府、再び弁官に洛中地子銭免除の発令がなければ民情を慰撫し難いと申請。 府史</p> <p>1・5〔2・5〕 府、相楽郡童仙房開拓地に米屋、農具、鍛冶屋など出店の希望者を募る。 府庁文書 明3-5</p> <p>1・8〔2・8〕 府、村上勤兵衛等の楮栽培とその各府県への販売を許可。 府史</p> <p>1・13〔2・13〕 民部省、蚕種紙の濫製を禁じ、かつ製造紙数を鑑札に銘記することを府に特令。 府庁文書 明3-1、府史</p> <p>1・14〔2・14〕 府、市中荒蕪地に良木穀類野菜等の植栽を奨励し、荒蕪地のうち開墾できぬ場合は上地することを布達。 府庁文書 明3-5</p> <p>1・23〔2・23〕 民部省、検見取箇(検見の結果により年貢徴収)の事情につき府に照会(3月、府回答)。 府史</p> <p>1・一 民部省、凶作時の畑作毛の減免につき吟味処置するよう府に達す。⁽¹⁾ 府庁文書 明3-2、府史</p> <p>1・一 府、物産引立所を東洞院六角に設置(明5・1物産引立会社と改称され民間に移管)。 府史</p> <p>1・一 府、淀川・高瀬川・嵯峨川・保津川諸船の漕運規則を改定。 同上</p> <p>2・5〔3・6〕 政府、京都にある諸藩邸址往々荒蕪に帰するため桑茶の栽植を命令。 今世農史</p> <p>2・5〔3・6〕 民部省、5畿内・関西諸國に夫食種糧・農具代等の貸与を達す。 同上</p> <p>2・13〔3・14〕 府、三条千本船改所において松割木2万850束を競売。 府庁文書 明4-8</p> <p>2・27〔3・28〕 太政官、市内外の境界を改正しついで洛中の地子銭を免除(3・19府、上京・下京諸町組に地子銭免除を布告。3・20洛中外境界改正により府下社寺境内諸領地の町組に入るものはすべて地子銭免除を布告)。 府庁文書 明3-5、府史</p> <p>2・一 府、養豚結社協救社の設立を許可(下京24番組三条大橋東、家々の食事残り物を協救社に売却することを達す。4・29府、角田彦一郎外5名の社員に種豚仕入取引の鑑札を交付し、養豚種付のため郡中巡回を達す)。 府庁文書 明3-5、府史</p> <p>2・一 民部省、府より吏員を派遣して貢米輸納等を調査するよう命令(11・5府所管の貢米は二条倉倉に公納するため派遣員は不要と回答)。 府史</p> <p>2・一 府、弁官に昨9月来の現米毎月700石</p>	<p>の下渡しがこの年1月から差止めのためひきつづき下渡しを督促。 府史</p> <p>2・一 民部省、養蚕振興のため養蚕仕法書3部を府に配付(3・20府、山城國中へ旧来の養蚕仕法を申出することを達す)。 府庁文書 明3-5</p> <p>3・8〔4・8〕 太政官、本府に産業基金5万兩を下賜。 府庁文書 明3-1、府史、今世農史</p> <p>3・15〔4・15〕 綴喜郡田原郷土高屋助八郎、茶業振興を府に建言。 府庁文書 明2-33</p> <p>3・17〔4・17〕 府、酒造・濁酒・醬油造株に鑑札を下付し冥加金の納上を布告。 府史</p> <p>3・一 米社菱屋仁兵衛・油社江嶋屋六兵衛ら慶応元年以降5カ年の上・中・下米、大豆、小豆、菜種の相場を府に申告⁽²⁾(4・5府、民部省へこれらの相場書を提出)。 府庁文書 明3-12</p> <p>4・13〔5・13〕 府、製茶の濫製を厳禁(往々に他の草木の芽を混ぜて私利を計り茶価の下落を招いているため)。 府庁文書 明3-5、府史</p> <p>4・17〔5・17〕 府、蔬菜・呉服・運送等の商社22の設立を許可。 政経大年表</p> <p>4・20〔5・20〕 府、民部省の令により牛馬売買渡世の者に鑑札を給付し、鑑札一枚につき冥加金3分を毎年5月限り納めることを定める。 府庁文書 明3-5</p> <p>4・28〔5・28〕 府、民部省に窮民等遊手浮食の者に牧牛に従事させることを伺い許可される。 府史</p> <p>4・一 府、物産引立所において初めて養蚕を営む(官営養蚕業の初め)。 同上</p> <p>4・一 府、管内に令し元高へ新田込高を算入することを差止め。 府庁文書 明3-10</p> <p>4・一 府、諸郡村中において公選された老農を勸農掛とする。⁽³⁾ 府史</p> <p>5・25〔6・23〕 府、この年2月限り出願の輸出蚕卵紙免許鑑札を願洩れとなった者に対し、この年は期限にかかわらず免許することを達す。 府庁文書 明3-5</p> <p>6・10〔7・8〕 府、出石藩山崎良三の廢地開拓入費仕方建白を参考にする。 府庁文書 明2-33</p> <p>6・19〔6・17〕 協救社の養豚業、徒刑場において開業(市郡中家々の残飯の取り集めに餌桶を街角に配置し徒刑人を使う)。 府庁文書 明3-5</p> <p>6・19〔6・17〕 府、盆前にあたり前年に続き米4,500俵を市中難渋の者に救売。⁽⁴⁾ 府庁文書 明3-5、3-8</p> <p>6・29〔7・27〕 府、開拓使用達および北海道物産取締方を任命。 府史</p> <p>6・29〔7・27〕 葛野郡下嵯峨から市中千本通</p>	

参	考	日	本																																																																
(1) 知方貢米のうち多分の引方は不都合とし、非常違作等やむをえず減免を要する場合も申請をして措置させることとした。	(2) 京都米・大小豆・菜種相場、各年10月中旬の金1兩当り平均相場。(合以下切捨て)																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>慶応元</th> <th>慶応2</th> <th>慶応3</th> </tr> <tr> <th></th> <th>斗 升 合</th> <th>斗 升 合</th> <th>斗 升 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上米</td> <td>1. 9. 4</td> <td>0. 9. 0</td> <td>1. 4. 8</td> </tr> <tr> <td>中米</td> <td>1. 9. 9</td> <td>0. 9. 2</td> <td>1. 5. 1</td> </tr> <tr> <td>下米</td> <td>2. 0. 4</td> <td>0. 9. 4</td> <td>1. 5. 4</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>2. 5. 0</td> <td>1. 7. 4</td> <td>1. 5. 7</td> </tr> <tr> <td>小豆</td> <td>2. 0. 0</td> <td>1. 2. 1</td> <td>1. 5. 1</td> </tr> <tr> <td>菜種</td> <td>3. 4. 7</td> <td>2. 5. 0</td> <td>1. 9. 6</td> </tr> <tr> <td></td> <th>明治元</th> <th>明治2</th> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <th>斗 升 合</th> <th>斗 升 合</th> <td></td> </tr> <tr> <td>上米</td> <td>1. 3. 8</td> <td>0. 9. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中米</td> <td>1. 4. 0</td> <td>0. 9. 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下米</td> <td>1. 4. 3</td> <td>0. 9. 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>1. 6. 0</td> <td>1. 1. 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小豆</td> <td>0. 9. 0</td> <td>0. 9. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菜種</td> <td>1. 8. 3</td> <td>1. 1. 6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		慶応元	慶応2	慶応3		斗 升 合	斗 升 合	斗 升 合	上米	1. 9. 4	0. 9. 0	1. 4. 8	中米	1. 9. 9	0. 9. 2	1. 5. 1	下米	2. 0. 4	0. 9. 4	1. 5. 4	大豆	2. 5. 0	1. 7. 4	1. 5. 7	小豆	2. 0. 0	1. 2. 1	1. 5. 1	菜種	3. 4. 7	2. 5. 0	1. 9. 6		明治元	明治2			斗 升 合	斗 升 合		上米	1. 3. 8	0. 9. 1		中米	1. 4. 0	0. 9. 4		下米	1. 4. 3	0. 9. 6		大豆	1. 6. 0	1. 1. 7		小豆	0. 9. 0	0. 9. 1		菜種	1. 8. 3	1. 1. 6			
	慶応元	慶応2	慶応3																																																																
	斗 升 合	斗 升 合	斗 升 合																																																																
上米	1. 9. 4	0. 9. 0	1. 4. 8																																																																
中米	1. 9. 9	0. 9. 2	1. 5. 1																																																																
下米	2. 0. 4	0. 9. 4	1. 5. 4																																																																
大豆	2. 5. 0	1. 7. 4	1. 5. 7																																																																
小豆	2. 0. 0	1. 2. 1	1. 5. 1																																																																
菜種	3. 4. 7	2. 5. 0	1. 9. 6																																																																
	明治元	明治2																																																																	
	斗 升 合	斗 升 合																																																																	
上米	1. 3. 8	0. 9. 1																																																																	
中米	1. 4. 0	0. 9. 4																																																																	
下米	1. 4. 3	0. 9. 6																																																																	
大豆	1. 6. 0	1. 1. 7																																																																	
小豆	0. 9. 0	0. 9. 1																																																																	
菜種	1. 8. 3	1. 1. 6																																																																	
(3) 村ごとに各一員(村高千石以上の大村は別に定める)をおき、不毛地の開墾・耕耘から牧畜樹芸などを奨励させる制度であるが、その効果はあがらず明5・2廃止となる。	(4) ただし前年冬の救売米代金未払いの者は除かれ、購買に際してはその町中年寄の承認を必要とし、1升につき現錢1貫50文の売渡しとされた。	<p>1・一 民部省、諸藩に蚕種濫造を警告し蚕種製造鑑札交付を決め、2・20までに製造ならびに輸出予定枚数を通商司に届出することを命ず。</p> <p>2・13〔3・14〕 樺太開拓使設置。</p> <p>2・一 士族および卒の帰農商出願者への賜金制を設ける。</p> <p>3・一 府県に牛馬売買冥加金を設定。</p> <p>3・一 藩営前橋製糸場、スイス人ミューラーの雇用を許される(9・25操業開始)。</p> <p>3・一 農民に苗字差許。</p> <p>4・29〔5・29〕 民部省、アメリカ産ワタ種子を諸県に頒布して試作させる。</p> <p>5・一 民部省に山林局設置。</p> <p>6・1〔6・29〕 川越藩士速水堅吾、生糸の製造改良を志し前橋藩に建議して大渡製糸所を創立(成績良好で官営富岡製糸場等が起る誘因となる)。</p> <p>6・8〔7・6〕 日田県令松方正義、府藩県ともすべて総検地のうえ租法を改革することの必要を建議。</p> <p>6・一 集議院判事神田孝平「田租改正建議」を提出。</p> <p>7・24〔8・20〕 府県および各藩預所の田方年貢は従来どおり米納とし、畑方は米豆実納を廃止し石代金納とする。</p> <p>7・一 大蔵省、府県および預所のある各藩に検見規則を公布(検地論は人民の反発を招くとしてしりぞけられ、まず旧慣により3～5年間の検見により収量を試験し、均一の租率を定めることを目的とする)。</p> <p>8・20〔9・15〕 民部省、蚕種製造規則を公布(蚕種製造人に製造員数を届出させ、鑑札を交付し、組合をつくらせ組合世話掛の改印を製造蚕卵紙に押すこととする)。</p> <p>9・7〔10・1〕 民部省勸農局に開墾・種芸・養蚕・編集・雑務の5課設置。</p> <p>9・19〔10・13〕 平民に氏を称することを許可。</p> <p>9・24〔10・18〕 「物産表」の提出を府県に求める。</p> <p>9・27〔10・21〕 土地開墾規則公布(自費開墾は近傍村々にさしつかえなければ5町を限度として地方官の専裁を認める)。</p> <p>9・一 岩山壮太郎、牧羊業につき建白。</p> <p>9・一 田畑および植物作付制限解除(桑・楮・漆・茶の本田植栽を許可)。</p> <p>閏10・7〔11・29〕 民部省、フランス人ブリューナーを雇用し富岡製糸場開設を担当。</p>																																																																	

京	都	府
りに至る西高瀬川堀割開さく竣工（7・2舟運許可）。 府庁文書 明3-5、3-8、3-10		除地とは異るとしてこれを却下）。 府庁文書 明3-55
6・一 府、山城国内川々舟筏定税を布告。 府史		閏10・一 府、市中沽券地以外の受領地除地を取調べる。 府庁文書 明3-6
7・28〔8・24〕 府、諸商社会規則を定める。 府庁文書 明3-6		11・5〔12・26〕 府、村高に照して村長等の給米を定める ⁽⁶⁾ 。 府史
7・一 民部省、京都四周の竹堡（御土居）を開墾し桑茶等の栽植を許可。 府史		11・15〔1・5〕 府、窮民授産所を上京区中立売智恵光院東入ルに開設。 ⁽⁷⁾ 門前空地に桐・桑・茶等を植栽。 府史、府誌下
8・2〔8・28〕 府、西高瀬川船賃を定める。 同上		11・29〔1・19〕 大蔵省大坂の支衝、童仙房開拓工事の顛末を本省に報告。 ⁽⁸⁾ 大蔵省沿革志
8・8〔9・3〕 由良川出水。 菟原村誌		11・30〔1・20〕 府、諸職人に鑑札を支給。 府史
8・19〔9・14〕 府、大蔵省に田方はすべて米納とするが米納難渋の場所、または津出差支えの村々は旧来すべて金納としてきたため、これらの村々は今後とも田方貢米は買納を申付けることを伺う（9月大蔵省、買納を許可）。 府史		11・30〔1・20〕 府、養老扶持・窮民救助米は現金に代えて12月から正米とすることを達す。 府庁文書 明3-6
8・28〔9・23〕 太政官、府の蚕桑紡織業開進を賞す。 太政官日誌		11・一 太政官、府に管内過去6カ年の物成を報告するよう達す。 府庁文書 明3-3
8・一 大蔵省、府に貢米取箇につきこの年以後3～5年の検見による統一ある定免を取決め伺出ることを達す。 府庁文書 明3-3		11・一 山科郷士林重作等、東京府下にて開墾従事を申請。 政経大年表、維新史料綱要
9・15〔10・9〕 府、御土居敷地を開拓し穀菜桑茶などの植栽を奨励し希望者にその地割譲を布令。 太政類典、府庁文書 明3-6、3-10		12・15〔2・4〕 府、各村ごとに諸物産の平均石高総数を翌年1月末日までに報告するよう達す。 府庁文書 明3-6
9・18〔10・12〕 府、第一牛馬会社の願により牛糞を童仙房開拓地に飼牧させる。 府史		12・一 社寺有林を上地（上地官林）。 府山林誌
9・24〔10・18〕 民部省、管内土地物産の報告を命ずる（10月府、市中に物産検査のことを布告 ⁽⁹⁾ 。12・15郡中に同布告）。 府史、府庁文書 明3-3		この年 ▷ 福知山藩、農民制法を布達。 福知山市誌下の1
9・一 府、蚕種製造についての太政官布告を山城国中に達す。 府庁文書 明3-6		▷ サンフランシスコの工業博覧会に府下産茶を出品。 府茶業史
9・一 府、マンジュシャゲの根による菓子食用・売買を禁止（中毒患者続出のため）。 府庁文書 明3-6		▷ 美濃郡忠兵衛等、製茶貿易を目的の京都物産総会社を設立。 同上
10・8〔11・1〕 府、この年豊作につき酒造1/3造制を廃止。 府史		▷ 北桑田郡山国村の大堰川献上鮎廃止。 北桑田郡誌近代篇
10・29〔11・22〕 府、洛中社寺境内除地の地坪建坪を報告するよう達す。 府庁文書 明3-6		▷ 竹野郡間人村の長平等、タイ釣漁の餌にイカの油漬を使用。 ⁽⁹⁾ 府漁業の歴史
10・一 大蔵省、府に管内租税米金の皆済と延引のさいの仕訳書申立につき達す。 府庁文書 明3-3		▷ 大分県佐賀関の漁師加藤藤吉、与謝郡蒲入村でタイ・ブリの立釣を教え同地の漁業を一変させる。 ⁽¹⁰⁾ 府漁業の歴史
10・一 民部省、協救社養豚業の拡張を不承認。 今世農史		この年ごろ ▷ 竹野郡浅茂川村の稲垣伝右衛門、湖水漁業用の小形地曳網を考案し離湖の白魚漁を開始（従来は箕堰で捕獲していた）。 竹野郡誌、府漁業の歴史
10・一 久美浜県、「救荒社規則」を定め積立金利益をもって凶荒に備える。 閏10・3〔11・25〕 上京7番組の尾崎くに、府に御土居拝領地3坪の冥加金を1両2歩に願う（翌4日、府、御土居敷地は洛中一体の地子銭免		▷ 聖護院キウリの栽培立地、愛宕郡聖護院村・岡崎村など洛東地域に拡大し栽培さかんとする。 ⁽¹¹⁾ 府庁文書 明45-61

参	考	日	本
	(5) 布告；「雑穀諸果物野菜茶綿麻苧蠟染草材木薬品其外土地ヨリ相生シ候物品、或ハ諸紋リ油陶器漆器織物諸紙金石類其外人工ヲ以製造品等些少之品ニ至ルマテ去巳年分凡平均石高総数等其種類ヲ分チ不洩様書記シ一組限り来月十五日迄ニ無相違當府へ可差出事」。	閏10・20〔12・12〕 工部省設置。	
	(6) 例、村高100石につき、庄屋給米7斗、年寄給米2斗3升3合・但合限四捨五入、働農掛給米同断、但村高50石以上は100石に仕上げ前文割合の通り、50石以下は50石に切上げ庄屋給米3斗5升、年寄および働農掛給米1斗1升7合ずつとされた。	閏10・一 大蔵少輔伊藤博文、米国から洋銀700ドルをもって米国式農具を購入（洋式農具を直接購入したはじめ）。	
	(7) 無籍無頼・窮民の徒等を收容して資質に応じ希望の職を習授させ熟達者を就職、帰籍させる。授産業務は油絞・ロウソク製造・紙漉・鞋および縄製造・織物・団扇製造・諸指物器具製作・搗米・養蚕・裁縫・養魚等。入場中の賃金は衣食費を差引き残額を積立て利子をつけ働業場で預かり入籍後に就業資金として下付。明16・12 民営となり、のち西陣共進織物会社となる。	11・13〔1・3〕 徴兵規則公布。	
	(8) 「大蔵省沿革志」によれば本年2月に5,000両、同6月に4万2,204両余、計4万7,204両余を大蔵省より本府に童仙房開墾経費として交付。	12・10〔1・30〕 社寺領は現境内を除き上地させて官有。	
	(9) 従来の他村との禁止の申し合せを無視して使用。久美浜県庁の取り扱いとなり、中秋土用から節分までの期間使用許可となる。	12・10〔1・30〕 多額の補償金を支払ってゲルトネルより北海道七重村貸地を回収し、施設・家畜・種苗を接收して七重開墾場を設置（後に七重働業課試験場と改称）。	
	(10) 加藤はすでに慶応年間に同郡伊根村で一本釣を教え従来の延縄漁に代って同村では再び沖合漁業さかんとする。蒲入部落は以後漁村としてひらけ、次いで明22には島根県の漁師よりタイ延縄が紹介され相当の効果をあげる。	12・10〔1・30〕 官華族ならびに旧官人および家臣の家禄を制定（采地回収、廩米を賜給）。	
	(11) 愛宕郡聖護院村の伊勢屋利八・田中屋喜平は天保元年、ナス・キウリの促成栽培法を紀州より導入。また享和年間には近江カブラの種子を堅田地方より購求し試作するうち根株が扁平肥大し、天保年間のころに聖護院カブラと称され盛んに栽培されるよらになる。喜平の子金三はナス・キウリの促成栽培に油漬子を用い鴨川の石を利用した礫耕様の栽培法を普及させる。また、聖護院ダイコンは喜平により文政の初めころ尾張の宮重ダイコンより改良し聖護院、岡崎村にひろめた。	12・一 卒および士族の帰農商出願者へ賜金制を設ける。	
		12・一 徒党・強訴禁止。	
		12・一 東京＝神田間の定期航路開設。	
		この年 ▷ 2月開拓次官に任せられた黒田清隆、樺太を視察した後、樺太を放棄し北海道開拓に専念すべきことを建白。	
		▷ 信濃松代の大谷幸三、蚕種2万5千枚を携えて渡欧（蚕卵紙輸出の開始）。	
		▷ ロシア人ピョートル、函館において搾乳販売を開始。	
		▷ 金沢藩・姫路藩等、燐酸肥料グアノの試験を行なう。	
		▷ 元筑前藩士林遠里、稲刈の寒水浸法を発明。	
		▷ 高松藩阿野郡の農民騒擾他31件おこる。	
		▷ 内地米価、前年来騰貴し、貨幣との割合不同のため南京米を輸入。邦貨輸出を企てる外人多くその交易だけで1,900万円に達す（東京・深川浜沢商店調）。	
		▷ 岐阜県恵那郡明知村の橋本幸八郎、稲田養鯉を奨励（長野県の斯業は弘化年間（1845頃）桜井村の浅沼太郎を中興の祖とする）。	

京	都	府	
1・18〔3・8〕	府、童仙房(現南山城村)の開墾経費成績等を報告し、かさねて経費の支弁を民部省に申請(民部省、既墾地に限り支弁を許し、さらに経費を報告させる。府の報告によれば既支出経費は4万4,222両余、開田畑は129町2反7畝9歩)。 今世農史	勸奨し第一茶商社との合併を許可(1月説あり)。 府史	
1・26〔3・16〕	府、 ^{おんてんはた} 隠田畑および田畑の無届宅地化を禁止し、既にある隠田畑の申出を告諭。 府庁文書 明3-21、4-8、4-9	3・1 府、桑樹植付反別本数・桑葉産額等の報告を管下に達し、養蚕術伝習希望者は勸業場に申請するよう布告。 府庁文書 明3-21、府史、府誌上、維新史料綱要	
1・1 府、明3・12太政官布告の社寺領現在境内を除き、土地すべき分を府が管轄することを達す。 府庁文書 明4-9	4・2〔5・20〕	府、太政官令の牛馬等の斃死は畜主が処置すべしと管内に達す。 府庁文書 明3-21、4-8	
1・1 愛宕郡八瀬村、寺領土地令により延暦寺よりの永代請所大黒林(11町1反8畝15歩)が京都府所轄となったため、以後年々米1石4斗金8円40銭5厘を府に納入。 ⁽¹⁾ 愛宕郡村志	4・5〔5・23〕	府、綴喜郡湯屋谷村の永谷多郎兵衛等城南3郡の茶商人15名に商社を結び輸出茶を焙製させる(これにより南三郡茶商会社設立)。 ⁽⁴⁾ 府史、府茶業史、京都貿易史	
1・1 童仙房開拓地の6・7・8・9番各住民、北方の上有市村までの道路敷設を府に要請。 府庁文書 明4-16	4・25〔6・12〕	府、嵯峨船改所において上木8,060束などを競売。 府庁文書 明4-8	
2・10〔3・30〕	府、河原町二条に勸業場を開設。 ⁽²⁾ 府庁文書 明4-8、府史	4・1 府、中立売授産所内に横籠養蚕場(士族授産)を開設し、信州上田産の蚕種を購入し培養(養蚕場は養蚕教授仮場とも称され、栽桑・養蚕・製糸を総括しその教示を主務とし) ⁽⁵⁾ 、明14士族浅田豹作に払下げ)。 府史、府誌 上・下	
2・17〔4・6〕	府、昨年の余米170石余を二条官倉において競売。 府庁文書 明4-8	4・1 府、地子銭免除地を取調べる。 府庁文書 明4-10	
2・28〔4・17〕	弁官、本府に明元年以来の生産引立資金貸与の状況の詳細を大蔵省に申告することを達す。 府庁文書 明4-4	4・1 府、清国人呉徳萬・保記2名を雇入れ輸出向き製茶を伝習させる。 府史	
2・1 久美浜物産会社設立。 ⁽³⁾ 過渡の久美浜	2・1 久美浜物産会社設立。 ⁽³⁾ 過渡の久美浜	5・1 府、信州松本産の野蚕種を購入し愛宕郡西賀茂村庄屋吉田彦兵衛に貸与(次いでその成繭を買上げ製して織物とし、さらに物産引立総会社養蚕掛にその原種を養わしめるに成功)。同上	
2・1 山地開拓につき制限。 ⁽³⁾ 布達46号、府庁文書 明4-9、府山林誌	2・1 山地開拓につき制限。 ⁽³⁾ 布達46号、府庁文書 明4-9、府山林誌	5・1 土岐才助、諸藩御預中の耶蘇教徒を那須野原開墾に従わせることを府に建議。 維新史料綱要	
3・5〔4・24〕	府、弁官に愛宕郡吉田村聖護院領河東練兵所(9,026坪)および葛野郡衣笠山麓角打場(1万5,330坪)を両地の地元村民に還付することを申請(4・29衣笠山麓の地従前兵部省用地に係る分を地元の小北山村・松原村に還付される。明2年来府は河東練兵所分の代地米159石6斗5升8勺を吉田村・聖護院村へ、衣笠山麓角打場分46石3斗8升3合を小北山村・松原村へそれぞれ租税中より下渡していたが、その負担を無用のものとし地元へ還付することになる)。 府史	6・2〔7・19〕	府、華族以下家来復籍の者および士族卒等へ童仙房開拓地の土地割渡を達す。 ⁽⁶⁾ 府史、府庁文書 明3-21、4-11、4-12
3・9〔4・28〕	府、元卒の帰農商出願者への本資金貸与につき東京からの返事遅延のため、とりあえず無職の者に前年12月以来の給与米を下渡すことを達す。 府庁文書 明4-1	6・14〔7・31〕	府、民部省のシベリア海岸に流行の牛疫(リュンドル・ペスト)に対する予防法を布告。 府史、府庁文書 明3-21
3・15〔5・4〕	府、嵯峨船改所において上木5,030束などを競売。 府庁文書 明4-8	6・28〔8・14〕	大蔵省、京都府貫属の旧与力・同心の農商に帰籍するものに扶助米を給与(旧幕時代、与力の禄高は現米230俵、同心は30俵二人扶持を給されていた)。 大蔵省沿革志
3・18〔5・7〕	山城国中へ再び製茶の濫造を厳禁。 布達63号、府庁文書 明4-8、維新史料綱要	6・1 府、牛車一両1カ月銭3貫文など運輸諸車の冥加を課す。 府庁文書 明3-21	6・1 府、太政官の養蚕改定諸規則により明年以降蚕種を製造する者に予め勸業場へ上申し、規則を習得させることを達す。 府庁文書 明3-21、府史
3・1 府、物産引立総会社に輸出向け製茶を	3・1 府、物産引立総会社に輸出向け製茶を	6・1 童仙房開拓事業完成(水田22町5反9畝、菜園麦大豆畑44町8反4畝、茶園40町5反、	

参	考	日	本
(1)	古来本村の永代請所として年々米1石4斗銀504匁3分5厘を延暦寺に納入してきたもの。明9・7本村に返納、明42・8延暦寺有となる。	1・5〔2・23〕	社寺領の土地、廩米の支給を決定。
(2)	勸業場は府の各種勸業施設の中核機関とし、(イ)勸業基金の監理と貸下げ、(ロ)人民余裕金の預り(利息月1歩)、(ハ)鉱山の検出開業、(ニ)荒地開墾並にその方法の教示、(ホ)良木栽培並にその方法の教示、(ヘ)牛羊牧畜並にその方法の教示、(ト)遊郭芸妓の管理、(チ)浮業興業の監督、(リ)内外産物の可否並に諸機械の発明及び諸工業隆替を人民に報道すること、などを司る。なお物産引立総会社に代り市中商社を統轄する。	1・25〔3・15〕	租税制度は今後国内を通じる一般法をたてるから、諸藩租税の改革や増減は政府に稟議のうえ行なうよう布告。
(3)	布達46号;「一、新規山々開拓之儀ハ宜シク土地ノ善悪ヲ察シ其有益ニ属スルモノハ畑園ノ類総而四方ニ畔ヲ構ヘ専ラ土砂之溢漏ヲ可防事。一、古来官許ヲ受ケ開拓致シ候畑園ノ類其溢漏ノ土砂ヲ防キ候儀前条同断ノ事。一、元山之分ハ(旧幕中年々定手入有之並ニ鎌留ト唱ヘ候場所々々)旧制之通大小樹木下草等伐取候儀ハ孰レモ土木司立会巡廻之節可及差図事。一、石々炭等之類ヲ掘出し候節ハ予メ崩出スル土砂之防ギヲ付ケ其掘限リ候跡ハ修治嚴重ニ可整事。一、川添山々樹木ヲ載伐スル等旧制之通總テ官許ヲ經可申事、右之通郡中無洩相達スル者也」。	2・3〔3・23〕	民部省、農学校を設け農事に熟達する外人数名の雇用を太政官に稟議。
(4)	同社は南山城茶製社とされ、「明治四辛未年山城国綴喜郡多賀村ニ会所ヲ開キ専ラ支那様ノ茶ヲ製シ、緑茶四千斤、青茶三万二千五百斤ヲ米利堅国ニ輸出為致候処当時(明7頃)休業ニ候事」という。明9・4解社を出願。 「物産引立会社の功程」の「諸会社方法」	2・18〔4・7〕	太政官、地租改正に関し民部省と大蔵省の協議を命じる。
(5)	華士族および平民の婦女子に養蚕法を伝授し、明7までに蚕種125枚、繭111貫71匁、生糸1貫664匁を製造しその蚕種は養蚕人に貸下げる。士族授産の目的は積極的な成果に至らず。	2・19〔4・8〕	正租外税米(口米・六尺給米・小物成米等)の石代上納を規定。
(6)	「士族卒等エ童仙房土地割渡ノ事」。「相楽郡童仙房之地先般開拓候処、田畑者勿論桑茶檜楮等之良木生立宜敷、殊ニ陶器土産上品之陶器出来旁追々有益之副地ト相見候、就而童仙房地内猶未開之地多ク候条、士族卒開拓望ノモノハ可願出取調土地割渡可申事右之趣士族卒江無洩相達ルモノ也」。	2・27〔4・16〕	開墾局は牧畜掛員に洋種牛馬を陸奥七戸地方にはこび、良牝を選び交配させる。
		2・1	鹿児島藩士岩山壮太郎と山口藩士三隅市之助をアメリカに派遣し、農事を調査させる。
		3・1〔4・20〕	民部省、アメリカ人ホールを雇用し種芸・牧畜に従事させる。
		3・4〔4・23〕	民部省、オランダのワタ種子を地方に頒布して試作させる。
		4・1〔5・19〕	堂島米会所開業(〜5・22)。
		4・4〔5・22〕	府藩県一般戸籍の法公布(明5・2・1施行、いわゆる壬申戸籍)。
		4・19〔6・6〕	府県に対し川々堤防普請国役金の据置きを命じる。
		4・1	開墾局を勸農局と改称し、開墾・種芸・牧畜・生産の4掛をおく。
		5・8〔6・25〕	府県に対し米納難渋の場所は田方年貢米の金納出願を許すことを布告。
		5・10〔6・27〕	新貨幣条例公布(金本位制にして純金4分を新1円と定める)。
		6・4〔7・21〕	イギリス公使アダムス、ニュージーランド産エンバク・コムギ・トウモロコシ・ワタ等の種子を贈る。
		6・1	シベリア海岸の牛疫流行につき布告。
		6・1	1月渡米した開拓使次官黒田清隆、アメリカ人ケブロンほか2名と農具・家畜・テンサイ等の種子をもってアメリカから帰る。

京	都	府
<p>桑畑21町6反6畝、楮畑4町5反、櫛畑4町5反、開墾移住民は162戸、560人)。 童仙房開拓一件、士族授産の研究(吉川秀造)、同志社商学 20: 1、2</p> <p>7・4〔8・19〕 大学東校(医学校)、府にシベリア地方流行の牛疫伝染につき回答。 府史</p> <p>7・22〔9・6〕 府、牛馬斃死の焼却場を三条西土居刑人死骸取捨所とする。 同上</p> <p>7・24〔9・8〕 府、民部・大蔵両省に愛宕郡大原郷等入会の入木山を小物成山と改称し、その運上米金は郷帳ほかに記載することを申請〔8月許可〕。 同上</p> <p>7・一 通商司廃止に伴い、殖産興業は府が担当、独自の勸業政策を行なう。 京都経済史</p> <p>8・一 府、管内民の茶実を買集める。 府史</p> <p>8・一 養蚕場、蚕卵紙170枚を神戸港在留英国領事ガーワルに販売を委託。 同上</p> <p>9・5〔10・18〕 府、日用必需品を扱かう商社を解散し自由営業とする。 京都経済史</p> <p>9・13〔10・26〕 府、山城国中に牧牛繁殖を奨励し⁽⁷⁾、かつ弁官に米国産牛買入を申請し、全国に率先して官営牧畜場の設立を計画〔10・14許可〕。 布達175号、府史</p> <p>9・15〔10・28〕 米・搗米ほか12商社を廃止。 布達178号</p> <p>9・一 良木栽培の趣旨につき荒神松・門松等に稚松および松幹を伐採し神仏に供へ遊戯に用いることを禁じ、門松用は松枝を用いることを達す(8月説あり)。 布達173号</p> <p>9・一 大蔵省、本府に田畑勝手作許可を通知。 府史</p> <p>9・一 勸業場、牛犢を購入し童仙房村民に貸付。 同上</p> <p>10・17〔11・29〕 京都開発会社、入札場を高瀬川畔四条北に設置し、政府保管米10,070石の預り米を現切手をもって延売を開始。 府史、経済史研究</p> <p>10・18〔11・30〕 府、郡中に精米・俵拵を入念に仕立て、貢米俵拵の風袋重量は2貫目とし買納を禁止し、これまで買納の村々は石代金納を願い出ることを達す。 府史</p> <p>10・22〔12・4〕 絞油税則・絞油営業規則制定(無鑑札の私造を厳禁し、免許料として鑑札1枚につき1両2歩上納させる。納税額は毎年4月の鑑札改の際に1斗絞機械につき1カ年1両ずつの割合により器械の大小に応じ納税のこと)。 布達204号</p> <p>10・一 府、この年の豊作にあたり凶荒予備の</p>	<p>ため貯米の必要を説き社倉規則33か条を諭告(明13・12同規則廃止され郡ごとに規則設定)⁽⁸⁾。 府庁文書 明45-61、府史</p> <p>10・一 府、在坂レーマン・ハルトマン商社と牛羊の買輸事項を約定。 府史</p> <p>10・一 太政官、本府に屋敷山林等地子銭免除の分は以後一切廃止を達す。 府庁文書 明4-4</p> <p>10・一 府、京都パピール・フェブリックを設立(葛野郡梅津村、明9・1創業、同13・2磯野小右衛門に払下げ)。 京都貿易史</p> <p>10・一 府、大蔵省に官営牧畜場設立のため愛宕郡吉田村聖護院旧練兵場跡敷地の払下げを申請。 府史</p> <p>11・5〔12・16〕 府、大蔵省に田畑石代納の措置を申請。⁽⁹⁾ 同上</p> <p>11・29〔1・9〕 府、戸籍法改正につき宗門人別改帳の廃止を布告。 同上</p> <p>12・4〔1・13〕 府、伏水の製茶人等の茶商会社設立を許可。 同上</p> <p>12・17〔1・26〕 府、本年貢米の石代相場を告示。⁽¹⁰⁾ 同上</p> <p>12・一 府、勸農寮に市郡牛馬の現数を報告。 同上</p> <p>12・一 童仙房開拓の「新開成功記」成る。 新開成功記</p> <p>12・一 米会所開設(下京区第18番組東高瀬川七条口十禅師町、三井八郎右衛門等4名を金預りに開業)。 府史</p> <p>この年</p> <p>▷ 南桑田郡亀岡の田中源太郎、三丹物産会社を設立し砥石・茶・綿の販売を試みる。 府議会歴代議員録</p> <p>▷ 加佐郡河東村の松尾五郎兵衛、冠島原産の天然桑の実生より自桑園内で接木により優良桑樹「千松葉」を得る(のちに「千松桑」と称され、綾部地方ではこれを「綾錦」という)。 加佐郡誌、三丹蚕業郷土史</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 与謝郡日置村、伊根浦に刺激されてエイト網一統を設置し、アジ・イワシ・サバ漁に良好であったので、以後明7および明9に各1統をそろえてエイト網漁業ふるう。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 竹野郡竹野村此代部落、廃藩前の庄屋徳兵衛を中心に漁師13人を1組とする越中網3組を組織(マグロ・エソ・メバチ・マルゴなどに好成果。その後流行のエイト網に改組したが、立地条件不利と重なる火災とにより不振)。 府漁業の歴史</p>	

参	考	日	本
(7) 布達175号;「近年肉食大ニ開ケ其人身滋養ニ補益アル事三尺ノ童モ知之、就中牛肉ハ其最タルモノニテ海外諸国寒暑共通シテ是ヲ食料トセリ、因茲考ルニ牧畜之道開ケサレハ三五年ヲ出ズシテ日本ノ牛種乏シカルヘシ、若今ヨリ稽考先覚シテ速ニ其業ヲ開クモノハ追年利分ヲ得ル事大ナルベシ。管内諸人此業ヲ開クモノアラバ大益ノ産物、土地繁栄ノ為ト相成事ニ付、此旨篤ト相心得牧牛繁殖精々心掛、良法心付候儀アラバ可申出事」。		7・27〔9・11〕	三役のうち伝馬宿入用米・六尺給米を廃し、駅馬は相対賃銭とすることを定める。
(8) 維新前、亀山藩では田圃、十倉領(山家藩谷分家)では親倉という社倉の制度があった。亀山藩の田圃は維新時に軍事費、常事費に流用されたが藩蔵の他に民間の社倉米があり、その一部は明22・6の町村制改正の際に亀岡町基本財産に組入れられる。船井郡では明13同規則廃止により分割論が多数を占め、それまでの貯米の約半額の1,700石は郡中各小学校資金とし残額1,783石は公債証書として郡共有金として保管。		7・一	民部省を廃止し大蔵省に勸業司を設置。
(9) 従来より米納の村々数村、半石数または歩通をもって金納を願出たので、府に石代納を許すことの可否を伺ったところ、11・14、大蔵省は畑米・田米とも10月中旬の最寄市町上米平均値段により石代上納させるにつき、田米畑米相場別の区別あるまで昨年7月の達の通りと回答。		7・一	官林規定制定。
(10) 田方石代の分、米1石に付金3両2分永29文9歩。畑方石代の分、米1石に付金3両1分永78文8歩。		8・9〔9・23〕	米麦輸出解禁。
		8・24〔10・8〕	上目黒村駒場野を牧畜の試験場とし、欧米の方法によって開設することを協議。
		8・25〔10・9〕	大蔵省、田方貢米の金納を許可。
		9・一	大蔵省、士民にかかわらず荒蕪地の入札による払下げを認める。
		9・7〔10・20〕	田畑勝手作許可。
		9・一	開拓使農場開設(東京青山南町に穀菽蔬菜園(3,766坪)、麻布新竿町に官園(47,500坪)、渋谷に米国式農場(3万坪)と牧草・家畜場を設けて舶来動植物試験をする)。
		10・3〔11・15〕	宗門人別帳廃止。
		10・7〔11・19〕	大久保利通・井上馨、三府の地券発行伺を提出。
		10・一	大蔵省、租税賦課の基本について建議(農民のみならず消費者全員に平等賦課・五公五民の制の廃止は慎重にする・土地売買解禁地券税法実施・消費税の賦課・海関保護税法実施など)。
		12・5〔1・14〕	大蔵省、府県に毎月上・中・下米相場の調査報告を命じる。
		12・18〔1・27〕	華土族卒の農工商営業を許可。
		12・20〔1・29〕	土族卒の婦農商者に対する就産資金支給を廃止。
		12・27〔2・5〕	東京府に地券を発行し地租賦課を布告。
		12・一	東海道の助郷を廃止。
		12・一	西洋農具置場を東京築地に設置。
		この年	
		▷	島原藩国東部の農民騷擾他23件おこる。
		▷	磷酸肥料グアノを輸入。
		▷	讃岐国三木郡池戸村の奈良専二、稲麦などの体験録を発表(明治3老農の1人)。
		▷	愛知県稲沢町の石黒清助、実生苗の接ぎ木による桑苗製造法を考案。
		▷	外米輸入明治元からこの年まで324万石。
		▷	越後国村上藩廃止され三面川の種川制度も廃止されることになったが、藩士、官に請いこれが継続を許される(この制度は明和3(1766)年青砥平次の主唱により、サケ保護の目的に好結果をあげていた)。
▷	竹野郡浅茂川村の塩焼業、このころまで行なわれる。 竹野郡誌		
	▷ 由良川口の <small>えり</small> 鰻漁および上流の有路村共有の <small>やな</small> 築漁など漁業権をめぐる混乱(のち普通漁業鑑札により解決)。 府庁文書 明28-83		

京	都	府
1・13〔2・21〕 府、市医安藤精軒に牧牛用掛を命ず。 府史		4・一 牧畜場、牛乳の効能を管内に布告し生乳1合を500文で官売(5・28には場内座売は1合5錢、行売は同6錢とする。またヨンソンは牧畜場内1町四方を開墾し米国より携帯の牧草苗を播種)。 府史
1・18〔2・26〕 府、大蔵省の令により明3下付の牛馬売買鑑札を改正し税額を1円に定める。 府史、府庁文書 明5-5		4・一 府模範養蚕場を寺町門内旧妙法院宮里坊に開場(場長浅田豹作は『養蚕清涼摘要大意』を著わす)。 府史、三丹蚕業郷土史
1・28〔3・7〕 府が大坂レーマン・ハルトマン商社を介して注文のアメリカ産牛34頭(デボン種)・羊19頭神戸港に到着。 府史		4・一 府、在坂レーマン・ハルトマン商社よりアメリカ棉種を購入し勸業場門前新街に試植(初めての西洋種芸の試み。明6・4栽培試験所として開業)。 府史
1・一 模範養蚕場、信州上田産の蚕を飼育。 同上		4・一 府、郡内村々が日待講・伊勢講・愛宕月参講に村入費を以て支弁すること、灯明代を取立ること等を一切禁止。 布達要約
2・24〔4・1〕 大蔵省、本府に蚕種の海外輸出と内地販売は濫製しないよう達す。 同上		4・一 府、家居周囲に悪水を溜置くこと、裸体などを禁止。 府庁文書 明5-7
2・25〔4・2〕 村持山・私有林の濫伐を禁じ、小樹1反歩以上の洗伐は許可を要すると布達。 布達50号、府庁文書 明5-5、府山林誌		4・一 府、下京5番組の駒井清兵衛らの養豚業「弘豚社」の設立を許可。 府史
2・一 府、愛宕郡聖護院領の兵部省練兵場跡(29,026坪)払下げを受け牧畜場を開設。 ⁽¹⁾ 府史		4・一 中郡三重村の河附替工事竣成(竹野川上流にあたる村内の流床370間余を明3・10より起工したもの。次いで明11・4・8旧河床を埋立てて稲田に開墾することを府に出願。同9・18許可される)。 三重郷土志
2・一 府、大蔵省達25号地券渡方規則を公布。 同上		5・3〔6・8〕 府、市中の中副年寄・町年寄の称、郡村の庄屋・名主・年寄等の称をすべて廃止(5・27郡中に令して正副区戸長を公選させる)。 府庁文書 明5-6、府史
2・一 大蔵省、貢米金納皆済期月を定め、山城・丹波は、金方は2月東京納め、米方は4月本府納めとする。 同上		5・3〔6・8〕 府、大蔵省編輯蚕紙生糸法を頒布。 府庁文書 明4-2、府史
2・一 物産引立会社、童仙房に出張釜場を建設(移住窮民のため各種陶器を製造。下京25番組柚木町の清水亀七は物産引立会社の者とともに陶器釜を築造し製造の陶器は他府県へも移出する)。 京都新聞16、府史		5・9〔6・14〕 租税寮、三府に旧藩従前の租税方法を調査して6・15限り答申すべきことを督促し、改めて租法改正の趣旨を説く。 府史
2・一 府、本郷新兵衛等3名の牧場会社開設を許可。 府史		5・27〔7・2〕 豊岡県与謝郡宮津町の人民騒擾、(俗に切戸の文珠という天橋山知恩寺の寺領50石が廃止されるにつき、従来参詣人通行の潤沢を受けていた宮津町では境内の蓮池を埋立て田地として同寺の所有にすべく着工。これに対し門前の文珠村はこれまで領主同様の同寺が難渋するのを何等顧みず、宮津町の人民の反感をかう。この日、埋立の同町人民が文珠村の船小屋2棟を打こわすなど騒擾となったもの。明6・2司法省は裁断して副区長・戸長・旧士族ら62名を処罰する)。 太政類典
2・一 府、女紅場を上京区土手町丸太町下ル旧岩倉邸に開設(婦女子に対し習字・諸礼・養蚕・紡績等を伝習。明6・2各遊所に女職引立会社を設立し芸妓姑にも同様の伝習をさせる)。同上		5・28〔7・3〕 太政官、山科郷士に東京府内藤新宿等の荒蕪地を給与。 ⁽²⁾ 今世農史、府史
3・7〔4・14〕 大蔵省、本府に濫製蚕種の販売を禁止。 同上		5・28〔7・3〕 勸業課中の牧牛羊掛を牧畜掛と改称。 府庁文書 明5-4
3・9〔4・16〕 相楽郡童仙房村、医師を募集(家数110戸、住人419人)。 府庁文書 明5-5		
3・10〔4・17〕 第1回京都博覧会を西本願寺・建仁寺・知恩院等で開催(近江国日野の徳田彦七等の米搗器など2,485点を出品。～4・30)。 京都博覧会沿革誌		
3・一 租税寮、本府に地子銭免除の地へ市街沽券税を発行するにつき、見込取調の有無を達す。 府史		
3・一 府、諸川堤防筋の竹木類の濫伐を禁じ堤防崩潰に常時留意することを達す。 府庁文書 明5-5		
4・一 府、各郡村に小入用帳を設定。 府庁文書 明5-7		

参	考	日	本
(1) 勸業基金3,299円余をもって用地を買収し、牛種を改良し綿羊を繁殖させるため搾乳・製乳・羊毛採製および農学・牧事を講習。2・14ドイツ人ヨンソンを月給洋銀125ドルで1カ年雇入れ牧畜飼法を伝習させた。		1・12〔2・20〕	大蔵省、従来地子免除であった東京府に対し地券発行地租収納規則を公布。地券分一の税法という。
(2) 山科郷士は古来、本御領と唱して齋明天皇以後供御米を上納するところより衛士の列に置かれ、維新の際には御所警衛を勤める。この日、東京府内藤新宿の11,292坪(元吹上県上地)・6,320坪(元西端県上地)・角管村の8,000坪(元大角場)の総計25,612坪を支給される。この年12月、大久保の地31,415坪と交換付与される。		1・19〔2・27〕	諸道伝馬所および助郷の廃止ならびに陸軍会社の設立を令達。
(3) 牛肉の需要増大するを予想して「鬪飼」、「野飼」のいずれか効果ある途を選択して牧畜業を興起することを奨励し、牧地に適する山野が見当れば申出ること等を布達したもの。		1・29〔3・8〕	人口調査実施、戸籍簿編成。
(4) 本年度の貢米・雑税米は10・1より11・15まで上米平均値段による金納となる。ただし米納も可とされる。願によって相場石代金納期限は年内に5割、翌1月より2月まで2割5分、3月より4月まで残2割5分の皆済を認める。		1・一	各府県にも地券発行地租収納規則を配布して実施準備を命じる。
(5) 「一、諸川筋ニ於テ漁獵之為メ網代廉染巻等種々之仕業ヲ補理致シ堤防之害ヲ生シ且水行之妨ヲ成シ候分者原ニ取払可申事。一、堤外水開キ之場所江自儘ニ搔上ケ土手等ヲ設ケ作附ケイタシ候儀堅禁止申付候事。一、養悪水路普請并掘渡等従前之仕業ニ依テ組合村々鮮ク間ニハ一村受之向モ有之不相當ニ相見ヘ候ニ付右様之場所ハ水上水下村々吟味之上事案ニ関係致シ候ハ成丈ケ組合村高ヲ増シ人夫課役相減候様能々取調之上可申出候事」。		2・5〔3・13〕	大蔵省、府県に命じて管内で使用する諸種の農具それぞれ1品を買収して本省に送付させる。
		2・13〔3・21〕	農事工芸を学ぶ生徒をアメリカに派遣する件裁可され、その人名および修業科目を報告。
		2・15〔3・23〕	地所永代売買解禁(太政官布告)。
		2・24〔4・1〕	地所売買譲渡地に地券渡方規則により売買譲渡のあるごとに一般民有地にも地券を交付することとする(郡村地券、壬申地券ともいう)。
		3・18〔4・25〕	大蔵省、府県管内物産調査の様式を定めて、毎年その産出額を調査・報告させる。
		4・9〔5・15〕	庄屋・名主・年寄等を廃止し、戸長・副戸長を設置。
		4・一	開拓使東京官園、農業現術生制度を創始し牧畜・種芸・西洋農具の用法を伝習させる。また北海道移住希望者を募集して手当を支給。
		5・17〔6・22〕	アメリカ滞在中の大蔵省官吏由良守応より送られた綿羊を東京府雑子橋外の邸内で飼養。
		5・一	群馬県、佐位郡田村の田島弥平ら設立の蚕種改良を目的とする勸業会社の規約などを大蔵省に送付。
		5・一	青森県の広沢安任、洋式牧場を開設。
		6・15〔7・20〕	大蔵省、官林を払い下げ、処分・利用を認めることを命ずる(府県はさしつかえない所を調べ、入札によって払下げのものと)。
		7・4〔8・7〕	大蔵省、地主の申し出によって売買・譲渡に関係のない土地も地価を定め地券を発行することを達す。
		7・18〔8・21〕	田租定免法改定(過去20年間平均収穫量を基準とし、過去10年間のうち3分以上の凶作年を除いた平均収穫量を基準に改める)。

京	都	府
5・一 府、旱天に際し葛野郡壬生村ほか13カ村の井水用水を戸ごとに1日3度に制限。 府庁文書 明5-7		8・一 大蔵省、本府に勸業寮選定の山籬養法を適宜の地に行なうことを達す。 府史
5・一 糞尿桶に蓋を取りつけることを命ず。 府令125号		8・一 府、貢米俵装につき風袋総量は2貫目に統一し、中俵は古ワラを使用して1俵は4斗入とし、差米は1俵につき1升とする。また買米による納入(買納)を禁止。 府庁文書 明5-5
5・一 北畑製茶場創業。 伏見町現勢一斑 大5		9・7〔10・9〕 府、河川土木の整備・用排水路普請につき達す。 ⁽⁵⁾ 府庁文書 明5-6
5・一 物産引立会社、窮民に鳥の子紙の製造を授産。 府史		9・23〔10・25〕 府、東高瀬川船等の諸川船の税法諸規則を制定。 府史
6・12〔7・17〕 府、丹波3郡に治水規則全6カ条を布達。 府達要約		9・一 府、地券渡方規則に準拠し地券発行に着手。 同上
6・12〔7・17〕 府、堤防・水行に害ある河川の網代等は撤去すべきことを布達。 府達要約		10・8〔11・8〕 府、早朝の百姓による糞尿汲取りの際は各戸とも軒先に半紙で表示すべきことを達す。 府庁文書 明5-8
6・一 府、加茂川西岸二条坊に舎密局分局として官営製糸場を開業。 府史		10・15〔11・15〕 府、絞油税則〔明4・10〕に従う米大豆小豆等雑穀の油製造営業を許可。 府庁文書 明5-8
6・一 府、大蔵省に山城・丹波両国の検見未了のため本年の税徴収は前年どおりとすることを願う。 府庁文書 明5-7		10・28〔11・28〕 府榎村知参事管内諸郷を檢田し本年秋収の模様を租税頭に具状。 ⁽⁶⁾ 府史
7・8〔8・11〕 中郡三重村地方、大雨(8・20荒地見分の結果この年より明9まで5カ年間引米)。 三重郷土志		10・一 与謝郡伊根浦の平田村、豊岡県に湾内捕鯨業につき鑑札交付を申請。この月、豊岡県勸業課は同浦の亀嶋村に従来の慣行捕鯨漁の存続を許可し ⁽⁷⁾ 、以後両村間に捕鯨漁の問題絶えず。 府漁業の歴史
7・8〔8・11〕 府、孟蘭盆会にあたり未生熟な菓穀類を仏前に供えることを禁止。 布達157号		10・一 府、「地券心得書13カ条」を布告。 府史
7・10〔8・13〕 府、渇水時に石灰を用いた「酔し」と称す川漁法を禁止。 府庁文書 明5-5		11・7〔12・7〕 府、租税寮に蚕種大総代として勸業課附属森本盛親を派遣。 同上
7・24〔8・27〕 府、地券渡方規則第13則の取扱方(7・4大蔵省達83号)を公布。 府史		11・13〔12・13〕 蚕卵原紙売捌所、管内に蚕卵商人および製造人の本年売残り分を買上げることがを布達。 府庁文書 明5-8
7・24〔8・27〕 府、田畑山林原野等所有者に地券を下付することになり、9・15までその地価・面積を申告させる。 府庁文書 明5-5、5-7、府史		11・18〔12・18〕 府、牛馬売買営業人の免許鑑札規則を制定(今月中に新たな免許を交付する際、免許鑑札1枚につき年間1円の納税・無鑑札の営業は不許可となる)。 同上
7・25〔8・28〕 租税頭、本府に地租改正につき沽券税法の施行を通知。 府史		11・一 府、大蔵大輔井上馨に明3・8の水被害を蒙った何鹿郡栃村8カ村の夫食救助米49石2斗9升(仕金156円7厘8毛)の返納を本年および来年2カ年に延納することを申請(明6・1・10許可)。 府庁文書 明6-1
7・一 府、丹波3郡および新附村々に牧牛を勧奨。 ⁽⁸⁾ 府庁文書 明5-5、府史		11・一 府、山内琢造らの養鶏会社許可。 府史
7・一 勸業場定則一部改正。府庁文書 明5-5		11・一 府、石代相場を調査。 ⁽⁹⁾ 府庁文書 明5-8
8・7〔9・9〕 大蔵大輔井上馨、地券法調査につき府下の郡別田畑表を12月までに提出するよう命ず。 府史		
8・17〔9・19〕 府、士族三角有紀等より出願の三条東洞院集書院内の薬園開設を許可し、大坂医学校薬園の種苗を分栽させる。 同上		
8・20〔9・22〕 府、大蔵省達に基づき製茶産額調査を行なう。 府庁文書 明5-5		
8・23〔9・25〕 府、本年度の貢米につき布告。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明5-6		
8・27〔9・29〕 地代・店賃、奉公人・雇人夫などの給料賃料、以後相対極めとなる。 同上		

参	考	日	本
(6) 「山城全国八郡之内山蔭溪間其れ余用水不足之村々旱魃之様、相楽郡瓶原郷之内木津川縁之村々ハ七月廿四日之風雨出水ニテ水押痛毛相成右等之向々去去年ニ見合高ハ減米相立可申。丹波国桑田・船井・何鹿郡之義一体地味薄ク谷間ノ耕田多ク候得共作柄之模様ハ山城国同様之体ニ候處桑田郡之内元久美浜泉管下除之外ハ何レモ従前租税方法六公四民之場所等有之右等ハ一般規則之通改正致シ候廉ヲ以減米相立可申。船井郡之内和知郷ト唱ヘ候廿四ヶ村ノ儀ハ極山中谷田而已ニテ冷水掛リ之耕地ニ付出来方薄ク何鹿郡之義モ同様谷間田方之向ハ出来方薄ク高場用水不足之分ハ早損虫付候分モ有之、山城丹波国村々共養水潤沢無難ノ場所ハ先ツ相當上年柄ニ候得共當節高価ノ肥代作手間料且早損場所之義ハ養水手配方井水扱揚等昼夜盡カイタシ候付多分之失費相懸リ、然ルニ取入之時節ニ至リ米價而已追々下落ニ及、百姓之手元計算立兼内損相立候テハ自然相統方ニモ係リ可申哉ト心配致至當適宜之取調申付置候。全体当年無難ノ村々迄モ辛未(明4)年ニ見合候テハ同年之儀近年稀成豊熟故先ツハ難取増哉ニ相考申候」。	8・3〔9・5〕 文部省、学制を發布。 8・4〔9・6〕 勸農局、小倉県内のイネ種「丸上印」は品質良好・多収であるというのでこれを各地方に配布・試植させるため送らせる。 8・12〔9・14〕 田畑貢租米をすべて金納とすることを許可。 8・25〔9・27〕 貢米斗量検査規則公布。 8・25〔9・27〕 奈良県から山辺郡永原村の中村直三栽培の極早生種「地蔵早生」の種子を送らせる。 8・28〔9・30〕 山梨県に大小切騒動。 8・30〔10・2〕 勸農寮、外国の動植物頒布につき希望者は申出るよう令する。 8・一 大蔵省租税寮、村請総持の地(入会地)は預り地として地券を交付することを達す。 8・一 農民間の身分制廃止(農民の職業撰択の自由)。 9・4〔10・6〕 地券渡方規則増補により村持ち入会地は字反別のみしるした地券に従来の租額をしるし、何村公有地としるして、村方へ地券交付となる。 9・15〔10・17〕 内藤新宿旧内藤邸を農事試験場用地として買収。 10・2〔11・2〕 人身売買禁止(僕婢娼妓解放を布告)。 10・9〔11・9〕 勸農寮廃止。 10・一 米穀の津留を禁止。 11・23〔12・23〕 小荒井小四郎、小野組築地製糸場において器械製糸法を習って帰り会津喜多方製糸所を開設(明11中止)。 11・28〔12・28〕 全国徴兵の詔渙発。 11・一 蚕種原紙売捌規則公布。	この年 ▷ 鞍馬山その他の社寺有林上地され、京都府に属す。 ▷ 旧綾部藩士族170余名、共和社を設立し薪炭・油・酒などを営業。 ▷ 宇治町の辻利兵衛、新製品玉露茶「大門」を売り出し、辻商店「山利」を開業(維新後の醸茶需要の衰退を高級宇治茶の特質を生かし玉露茶で挽回しようとした意図は当り、宇治では以後玉露茶の改良大いに進む)。 ▷ 北桑田郡弓削村の名栗丸太の取引、もっとも盛ん。	この年 ▷ 深津県阿賀郡の農民騒擾他15件おこる。 ▷ 北海道新冠牧場設置(輸入種ウマの繁殖)。 ▷ 山梨県の名取彦兵衛、イタリア・フランス式製糸器械を折衷してケンネル式器械を完成し、これを名取器械と称す。 ▷ 群馬県の高山長五郎・木村九蔵の兄弟、高山社を組織して養蚕法清温育の教育・普及に努める。 ▷ 富山県射水郡横田村に地主会誕生。 ▷ 福岡県の老農林遠里、土田法を発明。 ▷ 島根県能義郡荒島村の広田亀治、水稲「亀治」を選出。 ▷ 岡山県児島郡八浜村の春藤常治、同県長浜産モガイを児島湾に移植。 ▷ 豊作。
(7) 「丹後国与謝郡伊根浦亀嶋村 右鯨漁往古ヨリ間内捕者勿論其外間外共従前之通差許候也 壬申十月 豊岡県勸業課」。	(8) 明5・11の1石当り、米；山城全国・3円28銭3厘、桑田郡・2円65銭7厘、船井郡・2円58銭2厘、何鹿郡・2円44銭6厘、大豆；桑田郡・4円1銭9厘、何鹿郡・3円34銭4厘。		
	この年 ▷ 鞍馬山その他の社寺有林上地され、京都府に属す。 ▷ 旧綾部藩士族170余名、共和社を設立し薪炭・油・酒などを営業。 ▷ 宇治町の辻利兵衛、新製品玉露茶「大門」を売り出し、辻商店「山利」を開業(維新後の醸茶需要の衰退を高級宇治茶の特質を生かし玉露茶で挽回しようとした意図は当り、宇治では以後玉露茶の改良大いに進む)。 ▷ 北桑田郡弓削村の名栗丸太の取引、もっとも盛ん。		

京	都	府
1・9 府、永井彦兵衛の屠牛場を葛野郡西院村に設置する申請に免許鑑札を下付。 府史		月に愛宕郡岡崎村の橘春齋を勸業場用掛（月給5円）に任命し、蔬菜試作にはウィードの助力をおおぐ。 府誌 上、府史
1・一 府、地券渡方規則24条に準拠し減歩実測および無税地・荒地等検査のため地券掛主員を各郡に派遣。 同上		4・一 七条米市場、米会所に改組。 京都商工要覧 昭13
2・15 府、桑田郡に魚鳥市開設を許可。 同上		5・24 豊岡県福知山支庁、社寺除地を取調べ絵図を添付し6・1までに差出すべきことを達す。 府庁文書 明6-8
2・一 府、牛疫流行につき斃牛馬を速やかに隔離し焼却すること、およびその状況報告を達す（これより先、牛車営業長谷川吉兵衛の畜牛24頭病死、府はアメリカ人農牧師J. A. ウィードを招致し、治療予防法を施行）。 同上		5・一 開拓使、本府に属地の牧牛26頭斃死の状況を通知（府、ウィードの意見により牛疫予防法を管内に録示し石炭酸散布を指示。ウィードは牧畜場で農牧学を教授）。 府庁文書 明6-8、府史
2・一 府、牛肉を販売する者は勸業場に申請し免許鑑札を受け、所在の邏卒をして売肉を検視させることを達す。 同上		5・一 何鹿郡綾部の堀割七・上京区の山田長左衛門等12名、西京生糸改会社を東洞院御池上ル船屋町下村庄右衛門宅に設立（これより先、社則を具して結社を申請し、この月租税寮の許可を得る。主な業務は生糸の検査、不合格品の取引禁止等の流通過程の統制と製造過程の取締り）。 府史、府農業発達史、三丹蚕業郷土史
3・3 太政官、本府に令して貧民一乳三子の者に一時の養育資金5円を給するにつき、必要金額を大蔵省に報告させる。 同上		5・一 久美浜生糸改会社設立（西京生糸改会社とともに、横浜表の売込問屋を基とする全国的な組織の一つ）。 熊野郡誌、府農業発達史
3・12 大蔵省、本府に杉山安親訳「牧牛説」を配布。 同上		6・20 牧畜場、牧畜場授産生徒規則を制定。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明4-14
3・13 第2回京都博覧会を御所で開設（米国の農具会社の大農式農具一式を出品。これは外国品出品のはじめ。～6・10）。 府誌 下、府教育史、京都博覧会沿革誌		6・30 府、地券下付を終了。 府史
3・15 大蔵省、本府に令し相楽郡童仙房の開墾経費を清算し、その起工以来交付する49,220円余のうち消費額37,794円余を援助することとし、残額を出納寮大坂支衙に返納させる。 今世農史		6・一 勸業寮より栽培試験所へ西洋産蔬菜・牧草等33種配布（この月、栽培試験所は神戸テレジン商社エフォースに托してさらに洋種果蔬菜各種の購入を約定）。 同上
3・20 府、租税寮に地券発行がはかどらぬ実状を具し、管内反別地価の大略表を新製して申告（減歩実測の必要な地券下渡は40万枚余にのぼる）。 府史		6・一 北桑田郡和泉の灌漑水路竣工（慶応2年着工。堰の幅82尺余、全長50町、総工費銀札92貫余、この和泉村民の負債は大12までかかって済ませるほど）。 北桑田郡誌 近代篇
3・一 府、地券発行地租徴収の規則書を布告し従前各地異同の諸項を改正統一（この年1月、租税権頭松方正義の巡視があり、地券発行地租徴収の条規を協議）。 同上		7・22 府、牛馬斃死の焼却場を設置。 府史
3・一 府下貧民・無産者の営業振興のための小口貸付けは大蔵省指令により廃止され、以後、救恤から殖産興業面に充当される（この時の小前引立貸渡金は8,255円43銭余）。 同上		7・23 何鹿郡の農民騷擾、徴兵令・小学校入用金等に反対 ⁽²⁾ （～7・28）。 府庁文書 明6、太政類典、明治史要
3・一 山形県最上郡より2名、製茶習熟のため久世郡宇治郷に約半年間滞在。 同上		8・12 京都裁判所長司法少判事北畠治房、府知事に違式註違罪目第50条は実情に不相当なことを開陳（糞桶運搬には蓋を取付けることと、運搬時間を限定することを定めたこの条目は、東京・大阪のごとき都市部においては実情にあわず「政令密に過ぎ民束縛に勝へざる所あらんとす」として不相当なることを指摘したもの）。 府庁文書 明5-18
4・19 府、文部卿にウィード雇入を請願（5・1府、産業基金金の利益をもってウィードを勸業場に雇用し本科を伝習させる）。 同上		8・23 松方租税権頭、本府に地券渡方および地引絵図調査等事業の進捗具合を問合せ（9・28府改正事業取扱大属吉住一臣、東上して前年来
4・一 府、栽培試験所を河原町押小路下ルに設立（租税寮より府に配布の西洋産の蔬菜を試作。この時の試作品は蕪菜10種、蕪菁18種という。5		

参	考	日	本
(1) 毎日牧事に従事し絞乳・製乳を実習、午前10時より11時50分まで農学書聴講、学資金は1カ年金2円を納入のことなどが定められた。生徒の授業資格の規定はみられないが、府下および石川、滋賀など近畿諸県からの聴講があった。		1・10 徴兵令布告。	
(2) 経過		1・17 地所賃入・書入規則公布（賃入れ、書入れを定義してその手続を定め、外国人に対する土地売買・賃入れ・書入れを禁止。明5・4・14布告の確認）。	
何鹿郡第1区(山家)第4区(吉美)第10区(西八田)第11区(東八田)の農民約2千人が参加した騷擾事件。7・28一揆鎮圧のため伏水屯所の兵180名が園部まで到着。8・2首謀者22名捕縛。明7・3・15参加者に対する判決あり、主謀者中には懲役刑もあり、750人は「叱り置ク」を申渡された。		1・25 勸工寮内に製糸場設置。	
主なる要求事項と回答（7・29綾部出張庁回答）		2・12 生糸改会社規則制定（各地に生糸改会社を設置を勧奨）。	
・学校入用金 ごく難渋の者だけ免除する（小学校建造費戸別35棟）免許		3・25 太政官、地所名称区別を制定（土地を皇居地・神地・官有地・除税地（以上は地券発行せず）および官庁地・官用地・公有地・私有地（以上地券発行）の8種に区分。公有地のうち個人分割しえないものには村名請公有地の地券を交付）。	
・裸体免許 山間で汗ふきのため衣服をぬぐ程度は黙許する		3・一 ドイツ人ヒルゲンドルフ第一大学区医学校に動植物学の教師として来任し、講義中、植物病理学にふれる。	
・社倉米 備えおくれの分は秋の新米まで延ばしてよい		4・28 蚕種製造規則を廃止し蚕種取締規則制定〔明8・2・22廃止〕。	
・徴兵免許 聞届け難い		5・25 大蔵省、蒸繭の方法を府県に頒布。	
・税金免許 受酒、大工職、石灰の冥加金だけ免許 清酒、絞油、生糸、博労などは追って回答する		5・一 横浜の生糸売込商35名、弁天道6丁目に生糸改会社を創立。	
なお、首謀者とされた第1区広瀬村の白波瀬新蔵(52)は田1反1畝11歩、畑1反2畝4歩、屋敷28歩で大工職。大槻甚蔵(38)は田2反27歩、畑3反3畝7歩所有の共に零細兼業農家。この広瀬村では旧藩時代は山家藩谷氏陣屋下にあり、農民はなんらかの形で「家中」とよばれる武家に附随した生活をおくり、いわば「出入」の形で武家屋敷にしばられ、小作したり、雑用に使われて収奪されていた。 (綾部史談特集号 昭35)		5・一 山梨県勸業製糸場設立を許可。	
		5・一 長野県小県郡藤本善右衛門ら、輸出蚕種団体妙々連をつくり、蚕種の等級を分け良蚕種の輸出に努める。	
		5・一 ウィーン万国博覧会に参加、佐々木長淳（養蚕）・津田仙（農事）・緒方道平（山林）・田中文助（製糸）ら随行。	
		6・8 田畑石高の称を廃止し、段別とすることを布告。	
		6・9 歳出入予算表公表（歳入総計金4873万6883円28銭、歳出総計金4659万5618円46銭）。	
		6・15 大蔵省、租税・諸公費はすべて段別に割り当てるべきことを公布。	
		6・一 古川市兵衛、築地製糸場をやめ、その器械を信濃国その他に移す。工女は二本松製糸場へ移す。	
		7・15 米の輸出解禁（明7・5再禁止、明8・3解禁）。	
		7・20 太政官布告荒蕪不毛地並官林入札払下差止めによって従前の林野払下げ政策は停止される。	
		7・20 第一国立銀行開業免許。	
		7・28 地租改正条例公布（地価100分の3金納制となる）。	
		8・1 米麦の無税輸出を許可。	
		8・2 大蔵省、河港道路修築規則により河川	

京	都	府
<p>の本府地券取調順序および社寺上地貢税の状況を報告⁽³⁾。 府庁文書 明6-10、明6-26</p>		
<p>8・一 府製糸場、華士族婦女子に養蚕教授を開始。 府史</p>		
<p>8・一 府、阿波国徳島西新町の藍工山中甚平を勸業場に雇入れ藍葉の製法を教授させる。 同上</p>		
<p>9・一 津田幸兵衛、愛宕郡修学院村に針金水車工場を開設。 府勸業統計 明35</p>		
<p>9・一 淀川筋へ斃牛を棄却することを禁止。 府庁文書 明6-11</p>		
<p>10・2 暴風雨出水により、嵯峨改所の税木と鉄道寮の御用木流出(府、流域村々へ手当金を出して流出木の回収にあたる)。 同上</p>		
<p>10・17 府、大蔵省に管内の斃牛状況を報告(この年8月以降の斃牛数は山城国で1,276頭、丹波3郡で178頭に達す)。 府史</p>		
<p>10・19 牧畜場、米国の農牧書3種30冊を購入(農学書・牧牛書・牧羊書各10冊ずつ。代金55円)。 同上</p>		
<p>10・一 府、模範鉄工所として伏水製作所を設置(紀伊郡第2区向島村、枳干場に使用されていた民有地738坪で無断に縄張りして建設したもので後年告訴、賃貸料請求事件を起す。最盛時50名余の職工をみるがすべて長崎・伊予宇和島・神戸等から招致した者であり、宇治川の水力を動力として西洋形鋸、絞織器械、活字器械、旋盤器械等を製造、10年代後半に廃絶)。 府史、京都貿易史</p>		
<p>11・7 府、地租および庁費金上納方法を改定(従来の1人ごとに上納帳をあつらえて税額を記入し期日に納税と共に提出する方法を改め、戸長が税金をとりまとめ戸長より上納とする)。 府庁文書 明6-12</p>		
<p>11・25 府、松方租税権頭にあて本年の京都・伏水市街地券税施行は据置いて明7年より賦税することを伺(明6・2の大蔵省令15号により市街地地租はすべてこの年より徴収とされたが、本府は京都・伏水の市街を査了、地券を下付する直前であったが、たまたま知事・参事が東上中で地券面に捺印できず発行不能となった)。 府史</p>		
<p>11・一 府、裂地・屋敷地引残りの坪数を制限。⁽⁴⁾ 同上</p>		
<p>11・一 上京区の野辺地瓜丸等、桑蚕会社創設を府に申請(明7・6一部社則変更をみて許可。蚕種製造を業務とする士族の結社で明8ごろ廃絶か)。 府史、府農業発達史</p>		
<p>12・6 松方租税権頭、11・25の本府伺を却下(11・27府、再びこの年の市街地地租の取立延期を伺う)。 府史</p>		

この年

▷ 府、協救社・弘豚社の養豚冥加金および油会所仲買冥加金を授産所入費とする。 府史

▷ 府、上京区第30組油屋町の田中四郎左衛門へ愛宕郡下鴨村川合禁伐官林中330坪を無年季貸下げ寒天製造を奨励。 京都大林区署本省指令綴

▷ 豊岡県、旧藩時代の規約を参酌して機株鑑札を交付し、物産取扱所を設置して製品検査に着手(廃県後は丹後縮緬は一時衰退)。
府著名物産調

▷ 何鹿郡位田村の村上弥左衛門、綾部町の堀勘七ら、刈桑仕立をつくり、郡内の生糸改会社を設立(村上らは旧藩時代以来、木綿および生糸の仲買問屋であり、郡内生糸販売の独占をねらう。明11生糸製造取締規則廃止により解散)。
三丹蚕業郷土史

▷ 北桑田郡弓削村の稲波益太郎、桑苗を購入して栽植を開始し、北桑田郡における養蚕業のきっかけとなる(明9郡内最初の産繭をみる)。
北桑田郡誌 近代篇

▷ 北桑田郡神吉の阪本池、約3千円を使って灌漑用に修築。 同上

▷ 旧宮津藩士山本精左衛門等、宮津城跡の払下げを受けて刈桑園を開設。 三丹蚕業郷土史

▷ 与謝郡大島村、伊根浦3カ村所有の青嶋の一部所有を主張(豊岡県宮津支庁の審議により、青嶋は従来通り亀嶋・平田両村の所有、大島村の青嶋での越中網定置は慣行どおり、その他の諸漁従前のとおりとなった)。
府漁業の歴史

▷ 中郡常吉村の青年集団「若者連中」、夜学を開設(小学校設置により設けたもの。自由民権運動の取締弾圧により一時衰退するが明25再び自治活動を開始し、のち中郡青年会常吉部会となる。夜学における談話研究と果樹園の経営を二大事蹟とする)。
府農会報

この年ごろ

▷ 何鹿郡綾部町の堀勘七(屋号大内屋)、田町に40人繰の製糸工場を経営。 三丹蚕業郷土史

▷ 何鹿郡奥上林村の知原治右衛門、9名の工女を総延日数365日(1人平均40日余)雇用して手挽による製糸工場を経営(以後、同程度の製糸業を経営する者漸増。また治右衛門の記す「生糸仕合帳」によれば、一養蚕農家よりの繭買入れ量は少くとも1貫300~400匁、多くとも10貫匁に達せず、製糸家の経営規模は零細)。
何鹿郡蚕業史、府蚕業組合50年史

参	考	日	本
<p>(3) 「地券取調順序並社寺上地貢税取調方演説書 一、郡之部従前所持之分券証六月三十日迄ニ而下渡係地券之数七拾万余。</p>		<p>その他に等級をつけ、修築費の官民費負担区分をする。</p>	
<p>一、皇宮地神地官庁地公有地除税地并田畑之内荒地之分等区分当今調中。</p>		<p>8・8 岩山壮太郎、アメリカからめん羊数十頭・農具・そ菜・牧草種子数百種を持って帰国。</p>	
<p>一、澱亀岡園部綾部山家住士族邸地貫属替ニ而上地之分并係屋敷地藪地等所分当今調中。</p>		<p>9・一 オランダ人土木技師デレーケ来日。</p>	
<p>一、京師伏水市街地券証当時認中不日下ヶ候之積。</p>		<p>10・14 租税寮、勸業課試験場においてめん羊の種付けを行なうことを広告。</p>	
<p>一、当府管下社寺境内ノ外田畑屋敷地并従前免税地等貢額之義逐一候候之上取極候而者却而御用辨不相成候ニ付類地比較序限り相当見込取極メ追而一緒ニ取東御届致シ度候」</p>		<p>11・7 本年3月の地所名称区別を改正し、公有地につき官民有区分が行なわれる。</p>	
<p>(4) 「屋敷地ノ外地券一筆ノ地所ヲ裂キ売買譲引スルモノ百坪以下ハ難聞届。田畑藪等ヲ屋敷ニ致シ候分ハ屋敷地引残り之坪数三十坪以下ハ難聞届候事」</p>		<p>11・10 内務省設置され、民間の諸産業行政を扱う。</p>	
		<p>12・9 家禄税を設ける(陸海軍費調達のためという)。</p>	
		<p>12・27 太政官、家禄奉還者へ資金被下方規則(100石未満の家禄奉還者に就産資金を賜給)、産業資本育成のため官林荒蕪地払下規則によって、明6・7の払下停止の例外を定める。</p>	
		<p>12・一 黒田清隆、屯田兵創設に関する建白書を提出。</p>	
		<p>この年</p>	
		<p>▷ 岩手県岩手郡の農民騒擾他35件勃発。</p>	
		<p>▷ 中山久蔵、石狩地方に赤毛種のイネを導入。</p>	
		<p>▷ 麻布新筈町の東京第3官園の主任ダン来日(明8北海道に移り牧畜を指導)。</p>	
		<p>▷ 佐々木道淳ウィーンから帰国後、蠶蛆の生態・蚕体への侵入ならびに防除法について発表。</p>	
		<p>▷ 政府、ラッコ猟を官営としその買上代金を皮1枚につき金186文に改定。また同密猟取締のため毎年交替に軍艦1~2隻を根室に回航。</p>	
		<p>▷ 星野定五郎、日光中宮祠湖にイワナ200尾を放流。</p>	
		<p>▷ 藤川三溪、開洋社を組織して外人を雇い、米国製ポンボランス(投射銃)をもって安房近海で捕鯨猟に従事(銃による捕鯨漁のはじめ)。</p>	
		<p>▷ 海藻から粗製沃度の製法行なわれる。</p>	

京	都	府
1・17 府、「勸業事務章程」(全14条)、「起業進歩」(全19条)を大蔵大臣渡辺清に送付。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明7-6		達す(番外15号、明6・6・15の大蔵省達98号に基づき府下の地券下渡完了をまとめて発布したもの)。 府史
1・31 府、大蔵卿大隈重信にあて昨6年分の市街地地租につき免除を再び申請 ⁽²⁾ (2・22大隈大蔵卿、免除の申請を容れず、地券をすべて下渡の後に昨6年分地租の追徴を指令)。 府史	6・一 府、上京区の野辺地丸らの桑蚕会社設立を許可(府下の蚕種製造の独占を目的としたもので、結社の期限は3年)。 同上	
2・一 牛豚類の飼養を勸奨。 布達72号	7・4 府、亀岡の柳島誠等の授産会社設立を許可(扇骨・桑皮紙・糸・製茶・鹿の子・メリヤス等の製造を計画し、7・21開業)。 同上	
3・2 府、山林野の火入れの都度、戸長に届出ることを達す。 府令99号	7・8 牧畜場失火、農書などを焼失。 同上	
3・19 府、大蔵省に丹波3郡各村雑税の免除を申請しこの日認められる。 府史	7・19 石川県の牧牛社員2名、牧畜場のウィードに牛酪製練法の伝習を願出る。 同上	
3・一 府、地租改正告諭につき郡中に改正事業趣意を布告。 ⁽³⁾ 府庁文書 明6-26、7-4	8・10 府、大蔵省に「丹波国村々漁獵税増金并新規取立伺書」を協議(その内訳は、何鹿郡味方村ほか10カ村の「漁獵税増金可申付分・4円20銭3厘(従前取立分、3円79銭7厘)」、および同郡延村ほか3カ村の「漁獵税新規取立分・75銭」である。8・25大蔵省、許可)。 同上	
3・一 天田郡および丹後5郡(旧豊岡県)の地租改正に着手(明14・6完了)。 地租改正紀要	9・19 府、大蔵省に丹波3郡各村の除税を願出(その内訳は、船井郡穴太村ほか20カ村の「藍瓶税・1石7斗2升8合、紙漉免許税・6円3銭2厘、木挽免許税・43銭、魚荷運輸免許税・64銭5厘」である。これらは、丹波はもちろん山城国にもあるが従前山城では課税しなかったため、両国不公平となるので除税を願出たもの。10・2大蔵省、旧慣通り徴収すべきものとして不許可)。 同上	
3・一 府、昨6年中の牛疫流行により管内農牛の感染斃歩頭数は2,561頭と公表。 府史	9・27 府、大蔵省に租税の金納に代えて三分一米納案を建議 ⁽⁴⁾ (10・15大蔵省、不採用と返答)。 同上	
3・一 府、堀勘七を蚕種世話役に任命。 綾部町史	9・30 府知事長谷信篤、伊藤内務卿・大隈大蔵卿に「公有地区別并茶桑畑地価」につき伺う。 ⁽⁵⁾ 府庁文書 明6-26	
4・4 府、2・22大蔵卿指令に準拠して昨6年分市街地の地券下渡し徴税するが、帳簿進達期限の通りには運びかねるため延期となることを大蔵省に報告。 府史	11・1 豊岡県、蒲江村(現舞鶴市神崎)の魼漁を差止め、代りに舞鶴町旧田辺家中の安井桑五郎・磯田藤太郎へ免許鑑札を下付(すでに旧藩時代から由良川口の魼漁の利益に目をつけていた旧田辺家中による利権漁りである。のち由良・神崎両村に返される)。 府漁業の歴史	
4・14 ウィード、牧畜場でアメリカ農学の講義開始(3・30内務省の照会にたいし、官牧は府牧畜場一カ所で、面積8町4反24歩、米国カリフォルニア産牛57頭、和牛32頭・米国カリフォルニア産羊43頭と報告)。 府庁文書 明5-4、7-4	12・17 京都栽培試験所、大阪造幣寮製造の硫酸アンモニア2箱をタマネギ・牧草等の試養に実験。 府史	
4・25 勸業寮、本府に紅茶製法書を配付。 府史	12・一 府、家券制度を創設(1戸毎の家屋につき所有者・所在地・家屋の種類・坪数・価格等を記載した券状。明8・4市中、明8・6山城・丹波に実施)。 経済史研究	
4・一 相楽郡童仙房の村民、牧畜場飼養の和牛20頭の貸与を申請(5・14和牛10頭を貸与)。 同上	この年ごろ ▷ 与謝郡養老村長江の北仲徳三・北仲兵三郎ら、エイト網新設(その後、燃料の木代と漁獲の収支償わず、明18ごろに申絶)。 府漁業の歴史	
4・一 旧妙法院跡の府養蚕場を二条城北元所司代邸跡に移転。 府史、府誌 上		
4・一 府製糸場を野村揆一郎・浅田豹作らに貸下げ(6月開業、器械は伏水製作所でつくり、女工教師には工部省製作寮生徒であった熊谷県の河野てい(18)と筑摩県の吉沢寿江(22)を雇入れる。明14住友に売却される)。 府史		
6・10 租税寮改正局、本府に2・3毛作田畑は本毛1作の収穫に準拠し、桑・茶畑は近傍類地米麦地に準じて地価を算定し、麻・藍・甘蔗・紅花・煙草・木棉等もこれに準ずることを達す。 府庁文書 明6-26		
6・一 府、石高の称廃止につき、租税はこれまでの税額をもって反別に割付収入すべきことを		

参	考	日	本
(1) 勸業事務章程「第一条・浮業遊惰ヲ戒メ正業勉勵ヲ勤ムルハ経世ノ要務、況ンヤ京都府下ハ御東幸後日ニ衰微ニ趣ノ地ヲ挽回繁盛ナラシムルハ農工商ノ三業ヲ勸誘作新スルニアリ故ニ此場ヲ設ケテ専ラ工職ヲ勸奨シ物産ヲ興隆シ会社商社ヲ保護シ諸工場ヲ起シ食力益世ノ道ヲ開示スルヲ以テ主務トス」		1・9 内務省設置(勸農寮おかれる)。 3・7 内務省、官林廢存区別心得公布(払下げ対象は良木のない、払下げて支障のない土地)。 3・7 地租改正に用いる利子率は、地域別の差を設け、米価は改租着手前10カ月の各所平均相場を用いることに決める(4・22米価は前5カ年間の平均に改められる)。 3・24 明5・1調査の戸籍表完成し頒布(男・16,796,158、女・16,314,667、計33,110,825人)。 3・28 秩禄公債証書条例制定。 3・一 佐々木長淳、蚕のピリリュウシ病原菌を初めて顕微鏡で見ると。 4・一 東京府内藤新宿試験場内に農事試験所設立。 4・一 内務省勸業寮内に製茶掛をおく(各種茶を試造。明8欧米各国に試売)。 5・12 地租改正の年から5年間は地価据置きと太政官布告(地租改正第8章を付加して規定)。 5・20 家禄税の石代納を許可。 6・23 屯田兵制度設けられる(資格は士族)。 8・16 酒田県で1万人のワッパ騒動(石代上納雑税廃止を要求)。 8・30 勸業寮、三田島津邸を買収し内藤新宿勸業寮出張所付属試験地とする(三田植物試験地とよばれ、明10・3三田育種場と改称)。 9・一 米価、明3以来の高値を記録(石当り8円20銭)。 11・4 アメリカ人ジョーンズに南カロライナ米・牧草・タバコ等を購入させる。 11・7 地所名称区別(6・3・25)を改正し、官有地を第1種から4種、民有地を第1種から第3種までの7種に分ける。また従来の村請公有地を民有地の第2種、第3種のいずれにするかの調査様式を定め内務省に査申させることを命ずる。 12・19 松方租税頭、地租改正は地方着手の緩急に任せることなく全国一律に明8,9両年間に完了することを全府県に達することを発議。 12・一 東京に米穀問屋市場設立。	
(2) 「何分前ニ可渡券状ヲ後ニ後ニ可納地租ヲ先ニ収納候儀民情承服致兼、券状授与候迄地租許容之儀願出、右ハ不當之申立ニモ無之故説得相成兼余儀、事情御洞察券状下渡済之上本年ヨリ賦税之儀御開届被下度、因テ再應相伺候也」		この年 ▷ 開拓使、西洋農具貸与規程を制定(西洋農機具を農家に貸与する途を開く)。 ▷ 水沢県警井部の農民騒擾他12件勃発。 ▷ 大賀幾助グアノ(海鳥糞)会社設立。 ▷ 淀川・信濃川・木曾川などでオランダ式そだ水制工が試みられる。	
(3) 布告(要約)、「自分の耕す田畑も自分の自由にならず自分の持し土地も自分の儘にならず私有の証拠不固故先般深く是を御憐察ありて既に地券御発行各其所持の証拠を固くせしめられたり、尚も自由の便を適へしめられんため此度御改正の方法ハ何れの地も適当の直段を糺し、是を地価といふて地券に記し、その百分の三を以て税の定めとして年々是を収むれハ其の地ハ田にするも畑にするとも屋敷にするとも桑を植るとも茶を蒔くとも得益多き方に用ゆる事勝手たり、又村入費も地価に依りて割出す事なれハ直段より地を多分持たる者ハ村入費も多く出し持地の少き者或ハ下直の土地を持たる者ハ村入費を出す事も少く、又其村費の出し方も右地価百分の三の税額のまた其三ヶ一より越すへからずとの事なれハ旁公平至当の良き法といふへし。京都府知事長谷信篤」			
(4) 建議、「壬申(明5)以来の石代金納は上米平均値段に随うため官損となり、これまで上方筋幕領村々租税米のうち七分米納三分石代納にして、また百姓過半が正米にて取集め上石代相場を以て米商へ支払うため、租税田米のうち三分一米納にしても民心に関係することなく、加えて明5および明6には各1,128円、19,890円余の損失となる。」			
(5) 6年改正局日報第40条足柄県同御指令・同山梨県同御指令を引用して、「往古検地ヲ受候分并検地ヲ不受トモ一村民自由ニ可任口之御成規ニ候上ハ公有地ニハ有之間敷旭謂共有地ト可称モノト被存候」「往古検地ヲ不受所有ノ証モナク候得共年々柴税或ハ下草等ノ税目ニテ薄税納米候分其他官民ノ有地何レモ難極分ヲ村受公有地ト可称乎」「亦秣場稲干場等無税ノ地ヲ公有地ト称シ可相当乎」として村受公有地の区別等について伺う。			

京	都	府
<p>2・一 牧畜場、管内に牛の貸与を開始。 府勸業統計 明19</p> <p>3・1 豊岡県、産業調査を実施。 峰山郷土史</p> <p>3・8 府、大蔵卿大隈重信に地券渡方終了、地租改正着手につき伺い。⁽¹⁾ 府庁文書 明6-26</p> <p>3・一 何鹿郡蚕種製造組合設立(綾部町、明11・5解散)。 何鹿郡誌</p> <p>5・28 府、「大意説論概略」を議定(小学巡講師の心得べき内容であるが、全15カ条は教育中心の府の勸業政策をねらいとし、とくに第9条では製糸・製茶・紙・漆・畜産などを奨励して五穀のみが農家の本務ではないと副業を奨励し、第10条では植林を説く)。 府教育史、京都経済史</p> <p>5・一 府、家券を発行。 経済史研究</p> <p>5・一 府、社寺境外土地のうち社寺費または神官僧侶の自費にて開墾および買得の田畑未処分ものを取調べ、来る6・30までに申出るよう達す。 府庁文書 明8-7</p> <p>5・一 府、化芥所を市内2か所に設置(市内各戸より塵芥をあつめ、有用物品を選別し、あるいは分析して肥料を製造し、業務をつうじて窮民更生をはかる)。 府誌 下</p> <p>6・一 府、牧畜場での聴講生漸減につき昨7年のウィードの農牧学講義内容を「西洋農学日講随録」として刊行。 府史</p> <p>7・18 吉原魚会社を加佐郡東吉原町に開業(資本金4千円)。 府統計表 明14</p> <p>8・一 「地租改正ニ付人民心得書」(全23条)を布達(番外23号)、山城・丹波3郡の地租改正に着手(明13・5完了)。⁽²⁾ 府庁文書 明6-26、8-8</p> <p>8・一 「地所并收穫物地代価書上帳雛形」を布達。 布達番外23号</p> <p>8・一 府、私有の判然としない山林原野等の取調べについて布達。 府山林誌</p> <p>9・24 加佐郡寺内町に回漕問屋、有慶社開業(資本金1万円)。 府統計表 明14</p> <p>9・28 南・北桑田郡の正副区長・戸長評価人、地租改正につき園部の南陽院に参集し地所丈量その他を集議評決。 北桑田郡誌 近代篇</p> <p>11・9 内務省、大蔵省に府民野村撥一郎に製糸場建設のため資金1万円の貸与を申請。 今世農史</p> <p>11・10 天田郡上柳町に貸付業、同盟社開業(資本金1万2千円)。 府統計表 明14</p> <p>11・22 穀菜品評会を紀伊郡上鳥羽小学校で開催(穀物520種、そ菜350種などが出品されたが、</p>	<p>紀伊郡吉祥院村奥田作兵衛の稲種が最良とされた。この稲種は昨7年播磨国加東郡より移入されたもので、収穫量は他種に比して反当り3斗余の増収となる。この多収性に着目して他の郡村府県よりこの種子の交換を乞う者多く「奥田穂」と称される。またこの品評会で、ウィードは農業が耕種と畜産の2部門より成ることを講演)。 今世農史、農業会記</p> <p>12・31 牧畜場、農牧調査表を提出。 府史</p> <p>12・一 市中の穀物値段大いに下落(白米1升が5銭8厘～6銭5厘)。 東京日日新聞 明8・12・15</p> <p>この年</p> <p>▷ 桑船蚕業組合設立。 丹波及丹波人</p> <p>▷ 蚕種製造組合鴨川組設立(頭取は森本盛親。専ら蚕種の製造・販売を業とし、組合中清涼育を行なう者25名が明10に平安組を組織)。 府史</p> <p>▷ 旧豊岡県管下の地価調査所要の穀価(明3～7の5カ年平均)米価4円39銭、大豆価4円28銭、麦価2円46銭。 地租改正紀要(上)</p> <p>▷ 愛宕郡雲ヶ畑村の慣習「^{のまへつかよつけ}軒別株附」、地租改正で廃止され、旧来の株式はその家の地券とし土地の私有と売買が可能となる(「軒別株附」とは、各戸の宅地は村持名義で私有ではなく、各戸の山林耕地は家格に応じ分配され勝手に売買質入はできず、戸数の増加あれば一村の評議により村有地所を分配し、絶家または他所に移居する時はその家の株は村に返納する。年貢は家株の大小により上納する、というもの)。 愛宕郡村誌</p> <p>▷ 宮津藩、宮津城跡払下げを受けゴボウ、パレイショ、桑を栽培(宮津監獄署の囚人を日当6銭で雇い開墾に当てる)。 三丹蚕業郷土史</p> <p>▷ 竹野郡浅茂川村の梅田亀蔵、簡便なサデ網を考案し鱒漁に好成果。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 竹野郡島津村の掛津・遊両部落、琴引浜・太鼓浜の魚付林を伐採した結果、イワシ地曳網2統の不振をまねく。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 木津川流域の相楽郡綺田村でわが国最初の西欧式砂防工事行なわれる(デレーケ指導)。 府誌 下</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 久世郡寺田村の森沢善吉と田中定次郎、それぞれ紀伊郡伏水町、岡山県より^{はたんきょう}巴且杏を植栽し、以後特産寺田李となる。 府誌 上</p>	

参	考	日	本																																																																
(1)	「当府下耕地山林各種之券証、一昨明治六年六月中ニ而悉皆相渡、以後異状之地処実地調査相済続而本年ヨリ地租改正着手之運ニ相成候条、別冊人民心得書並地価取調帳草案仕調差出申候、右ニ而御差支之廉モ無之候ハハ早々村々江布達地価調方為致度候条至急御差図可被下候」また地租改正検査に用いる山城および丹波の米価は、明3以後5カ年平均相場より、山城は4円87銭9厘3毛3糸、丹波は4円40銭8厘6毛4糸とした。 山城・丹波の各年石当り平均相場 〔山城〕	2・20 太政官、税制改革公布(雑税1,553種・国役金を廃止し、国税・府県税を区別する)。 2・一 蚕種製造組合条例公布(蚕種家の組合による統制とともに、製品検査後に大蔵省発行の印紙を貼付させる)。 3・24 大蔵省と内務省の間に地租改正事務局設置(地租改正事務とともに公有地官民有区分の事務を扱う。5月から事務開始)。 5・一 勸業寮職員を清国に派遣(めん羊、ロバ、そ菜、果実などを購入)。 6・22 地租改正事務局達乙第3号により、林野所有判定の基準を与える(書面による確証のない場合でも入会慣行を近隣郡村が保証すれば民有の確証あるものとする)。 7・8 地租改正事務局、地租処分仮規則を設け売買と官簿への記載を民有の重要な基準とする。 7・28 公有土地買上規則公布。 8・28 地租条例を市街地にも適用することとし、市街地の地租率を3%とする。10・20からは付加税率も郡村地と同じとする。 8・30 全国一般地租改正完成の期限を明9と定める。 9・7 華族・士族の家禄石代金渡しとなる。 10・一 内務省、農事修業所を駒場に設けることを議決。 11・一 下総種畜場開設。 12・24 地租改正進行中の本年貢額を基礎として仮納額を定める。 12・24 地租改正事務局、乙11号達によって6・22の乙3号達の適用を厳密にし民有地化をきびしく制限。乙3号達適用地の再審査をも決める。 12・一 雑税廃止に伴い、私人には海面所用の権なく、海面は元来官有であるとの布告。漁業は許可制となり、従来の税額をもって海面借用料に変更。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>上米</th> <th>中米</th> <th>下米</th> <th>平均</th> </tr> <tr> <th>円 銭厘毛糸</th> <th>円 銭厘毛糸</th> <th>円 銭厘毛糸</th> <th>円 銭厘毛糸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明3 7.08.6.2</td> <td>6.96.1.2</td> <td>6.83.6.2</td> <td>6.96.1.2</td> </tr> <tr> <td>4 3.32.8.8</td> <td>3.20.9.9</td> <td>3.08.9.7</td> <td>3.20.9.2</td> </tr> <tr> <td>5 3.29.4.8.9</td> <td>3.25.3.8.9</td> <td>3.21.2.6.7</td> <td>3.25.3.8.2</td> </tr> <tr> <td>6 4.73.1.4.9</td> <td>4.62.2.4.2</td> <td>4.51.5.8.8</td> <td>4.62.3.2.6</td> </tr> <tr> <td>7 6.47.5.6.5</td> <td>6.34.8.4.3</td> <td>6.22.3.4.8</td> <td>6.34.9.1.9</td> </tr> <tr> <td>5カ年平均</td> <td></td> <td></td> <td>4.87.9.3.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上米</th> <th>中米</th> <th>下米</th> <th>平均</th> </tr> <tr> <th>円 銭厘毛糸</th> <th>円 銭厘毛糸</th> <th>円 銭厘毛糸</th> <th>円 銭厘毛糸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明3 6.73.9</td> <td>6.09.6.2</td> <td>5.98.6.2.1</td> <td>6.27.0.4.7</td> </tr> <tr> <td>4 3.49.2.3</td> <td>3.37.4.5.4</td> <td>3.28.9.6.6</td> <td>3.38.5.5.0</td> </tr> <tr> <td>5 2.56.2.1.9</td> <td>2.48.2.1</td> <td>2.40.0.4.4</td> <td>2.48.1.5.8</td> </tr> <tr> <td>6 3.63.8.4.1</td> <td>3.56.0.0.8</td> <td>3.47.0.9.5</td> <td>3.55.6.4.8</td> </tr> <tr> <td>7 6.47.5.6.5</td> <td>6.34.8.4.3</td> <td>6.22.3.4.8</td> <td>6.34.9.1.9</td> </tr> <tr> <td>5カ年平均</td> <td></td> <td></td> <td>4.40.8.6.4</td> </tr> </tbody> </table>	上米	中米	下米	平均	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	明3 7.08.6.2	6.96.1.2	6.83.6.2	6.96.1.2	4 3.32.8.8	3.20.9.9	3.08.9.7	3.20.9.2	5 3.29.4.8.9	3.25.3.8.9	3.21.2.6.7	3.25.3.8.2	6 4.73.1.4.9	4.62.2.4.2	4.51.5.8.8	4.62.3.2.6	7 6.47.5.6.5	6.34.8.4.3	6.22.3.4.8	6.34.9.1.9	5カ年平均			4.87.9.3.3	上米	中米	下米	平均	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	明3 6.73.9	6.09.6.2	5.98.6.2.1	6.27.0.4.7	4 3.49.2.3	3.37.4.5.4	3.28.9.6.6	3.38.5.5.0	5 2.56.2.1.9	2.48.2.1	2.40.0.4.4	2.48.1.5.8	6 3.63.8.4.1	3.56.0.0.8	3.47.0.9.5	3.55.6.4.8	7 6.47.5.6.5	6.34.8.4.3	6.22.3.4.8	6.34.9.1.9	5カ年平均			4.40.8.6.4
上米	中米	下米	平均																																																																
円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸																																																																
明3 7.08.6.2	6.96.1.2	6.83.6.2	6.96.1.2																																																																
4 3.32.8.8	3.20.9.9	3.08.9.7	3.20.9.2																																																																
5 3.29.4.8.9	3.25.3.8.9	3.21.2.6.7	3.25.3.8.2																																																																
6 4.73.1.4.9	4.62.2.4.2	4.51.5.8.8	4.62.3.2.6																																																																
7 6.47.5.6.5	6.34.8.4.3	6.22.3.4.8	6.34.9.1.9																																																																
5カ年平均			4.87.9.3.3																																																																
上米	中米	下米	平均																																																																
円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸	円 銭厘毛糸																																																																
明3 6.73.9	6.09.6.2	5.98.6.2.1	6.27.0.4.7																																																																
4 3.49.2.3	3.37.4.5.4	3.28.9.6.6	3.38.5.5.0																																																																
5 2.56.2.1.9	2.48.2.1	2.40.0.4.4	2.48.1.5.8																																																																
6 3.63.8.4.1	3.56.0.0.8	3.47.0.9.5	3.55.6.4.8																																																																
7 6.47.5.6.5	6.34.8.4.3	6.22.3.4.8	6.34.9.1.9																																																																
5カ年平均			4.40.8.6.4																																																																
(2)	「人民心得書」の主な内容; 従来は自・小作の別なく総て小作宛米高の内に租税を引去り売買地価を算定したが、地租改正により収税代金宛米代金の内にて地租・村入費等を引去り全く地主所得により地価を算定すること。従来の永小作地は実地と宛米と不適当な分が少なくなかったが、すべてこれを自作地とみなして収穫により地価を算出すること。茶桑畑の地価は類地田畑並の収穫をもって算定。切添隠田畑等改正後にも隠歩のあるときは欺隠田糧律により処刑されること。持主・小作人も地価を低価に書さぬこと。田別・地価の申出期限は本年11月30日限りとする。	<p>この年</p> <p>▷ 貯蓄米条例公布。 ▷ 三潞県三池郡などで地租改正反対農民一揆。 ▷ 信濃南安曇郡中萱の藤岡甚三郎、風穴貯蔵の2化性蚕種を華氏70°以下の低温で孵化させ、越年性となるのを防ぐ法を発見(これを窮理法とよび蚕種を秋蚕生種という。これにより秋蚕隆盛の条件できる)。 ▷ 小島利兵衛、わが国最初のカキ乾製を北海道厚岸で試みる(のちこれを中国に輸出)。 ▷ エルンスト・エンゲル、いわゆるエンゲルの法則を樹立。</p>																																																																	

京	都	府
<p>1・24 府、郡中に牧牛手引草を達す。府史 1・一 府、明8・12の内藤新宿勸業寮出張所内の畜牛21頭が伝染病に斃れるにつき牧畜場のウィードによる予防法を教授することを布告。府庁文書 明9-4</p> <p>2・7 府、大蔵省および地租改正局の宅地開墾下の達乙第3号を布告(乙第46号)。府庁文書 明11-6</p> <p>2・27 府、近江蒲生郡南村屠牛会社精肉印鑑のある牛肉の販売を禁止(布達87号。明8・12布告519号牛肉販売規則中7号で上記会社は例外として扱われていたが、滋賀県の調査により禁止を布達)。府庁文書 明9-4</p> <p>3・15 (～6・22)第5回京都博覧会(従来と異なり、第1、第2会場を設け、第2会場を農業博覧会場とする)。京都博覧新報2号</p> <p>3・28 府、東京学農社々々津田仙の媒助法伝習のための出張所設置願を許可(布達130号、4・1から三条通東洞院東入の集書院内で開業)。府庁文書 明9-5</p> <p>4・24 府、地券裏書様式の存続を達す。同上</p> <p>5・一 福田製茶場創業。伏見町現勢一斑 大5</p> <p>7・一 与謝郡伊根村、イカ締網漁の利益少なくなった場所を「捨メ場」とし、その利用を従来4分1株以下無株の者であったのを無株者以外は認めぬことにする。府漁業の歴史</p> <p>8・2 内務卿大久保利通、本府に勸業寮内農事修学場生徒募集のうち農学科20名、獣医学科30名はすべて東京府において召集し、他府県からは選択しないと通知。府史</p> <p>8・3 府、牛疫伝染予防のため有償撲殺法を定め疫病処分仮条則を達す。⁽¹⁾ 布達342号、府庁文書 明9-7</p> <p>8・4 府、府下特産品等を陳列し商工業の興隆を企図して集産局仮規則を定める(8・24勸業場前に集産局を開設)。府庁文書 明9-7</p> <p>8・28 太政官、山科郷土に下総国千葉郡平山・坂尾・長峰の三村入会地31町5反2畝5歩を下付して開墾させる。太政類典</p> <p>8・一 豊岡県、川漁業を許可制とする(海同様「区画拝借」願を必要)。府漁業の歴史</p> <p>8・一 府、旱魃に際し懲役人を使って西本願寺廓内遊園飛雲池その他数か所の池へ車を仕掛けて水を汲み出し、田畑の用水にあてる。東京曙新聞 9・4</p> <p>8・一 伏見駅開設予定により汽車開通のため不景気となると見込み、伏見町民のなかには向日</p>	<p>町あたりに転居する者、それも安心ならずと百姓となって耕作する方がよいと家蔵を売って田地をかう者がみられる。大阪日報 8・26</p> <p>9・14 丹後一円および丹波天田郡、本府へ合併。布達391号</p> <p>10・一 府、童仙房出張授産所開設。府誌 下</p> <p>11・5 府、ウィード等をして牧畜場蒲生野出張所すなわち府農牧学校を開校(11・8農牧授産生徒規則を布達。11・19府、内務省に船井郡蒲生野開墾および牧畜場設置を報告⁽²⁾)。府史</p> <p>11・25 府、山城および丹波3郡に社寺領土地のうち神官僧侶の自費開墾借地売買質流地を取調べて12・20までに申告すべきことを達す。府庁文書 明9-6</p> <p>この年</p> <p>▷ 府、官林禁伐の制公布。府山林誌</p> <p>▷ 丹後の真名井純一、奥州式座操機を改良して真名井座操機を考案。三丹蚕業郷土史</p> <p>この年ごろ</p> <p>▷ 舞鶴の旧藩士族ら、舞鶴製糸会社設立。加佐郡誌</p> <p>▷ 愛宕郡のウキ菜カブの販売、漸次増加。近郊蔬菜作の変遷</p> <p>▷ 竹野郡浜詰村の塩焼業、この年ごろまで継続。竹野郡誌</p>	

参	考	日	本
(1) 牛疫流行し明6～7の間に全国で4万2千頭も斃死し農業・牧畜に巨害を与えた。牛疫は難治の症で治療もむずかしいため全国的に賠償撲殺の方法によって健牛を予防することになったもの。疫牛処分仮規則(要旨)	<p>1 牛疫は区戸長に届出、区戸長は巡查屯所と府庁へ届出(上・下京は牧畜場で診察)</p> <p>2 牛疫感染の牛を撲殺するときは、30円以内を支給</p> <p>3 牛疫があると2里以内は隔離</p> <p>4 斃死・撲殺した牛の遺骸は明4・6の公布基準によって焼棄又は1丈2尺の地下に埋没</p> <p>ついて、9月2日382号布達をもって、予防法、消毒法等を達した。仮処分規則に掲載の牛医人名簿によれば、牛医は山城・丹波の郡下で44名。明12年斃死数全国13,024頭、京都府342頭(第1回帝国統計年鑑)</p> <p>(2) 農牧授産生徒規則「第一条・今ヤ此ニ農牧学校ヲ造立スルハ外国ノ長ヲ取り内国ノ短ヲ補ヒ大ヒニ日本農事旧面目ヲ一洗セントノ大意ナリ。故ニ教師ハ教育上ニ注意スルノ責任ヲ有シ生徒ハ能勉成業スルノ義務ヲ有スル者トス。第二条・生徒ノ課業ヲ大別シテ二トス。一ハ現業技術、一ハ学問講義ヲ学フ者トス。但兼修偏修望ニ任ス。第三条・現業技術ヲ三課トシ、一年半ヲ以テ卒業トシ一課六ヶ月ニテ其業ヲ終ル者トスト雖モ教諭ノ緩急ニヨリ相違アルベシ。第四条・三課現業、乳牛及製乳取扱法、罌丸断截并ニ羊毛撮切法等。二課現業、土地開拓法、草穀播下法等。一課現業、培養及田畑ノ厚薄ヲ監定スルコト、家畜ニ疾病アレハ施薬治療スルコト等」</p> <p>内務省への申告「當府下丹波国船井郡中宇蒲生野ト唱へ積年荒蕪廢地ノ所、今般當府牧畜所飼養耕牛ヲ以テ開墾シ、追而者右場所ニ牧畜場設置生徒招集シ廣ク農学ヲ教授可令積備入外国農牧教師ヂャーチオースタインウイード及掛官員等出張本月五日仮ニ開業為致候條別紙景況書相添此段御届仕候也」</p>	<p>1・20 旧藩債額公表(原額68,616,270円)。</p> <p>1・24 地租徴収期限を定める布告。</p> <p>1・29 地租改正事務局別報11号達、同局派出官員心得書により、官民有区分の一般準則を定める(官有地編入の方向強化)。</p> <p>1・一 米価急落により地租滞納続出のため、貢納金の3分の1まで預り米とすることを府県に内達。</p> <p>2・一 清国人仇金宝らを招き家禽人工孵卵法を試験。</p> <p>3・一 伝染牛疫予防法公布。</p> <p>3・一 千葉県農民多数が津田仙の媒助法を試みようとするので、同県は急ぎ実行することのないように諭告。</p> <p>5・一 家禄制度変革により生ずる余裕金を使って士族授産・農民金融を目的とする貸付局の設立および資本手形発行を、大久保等建議(不採択)。</p> <p>5・一 農事修学所入学規則を制定。</p> <p>6・23 農事修学所を勸業寮新宿出張所内に設けることとし、生徒を府県を介して募集。</p> <p>7・一 海面借区制を廃し、慣行に従って漁業することを認める。</p> <p>7・一 クラーク、札幌に着き8月開校予定の札幌農学校教頭となる。</p> <p>7・一 武蔵榛沢郡成塚村の蚕種商川田兵治、熊谷県に対して秋蚕用の原紙の制定を出願。</p> <p>7・一 勸業寮、アメリカからブドウ苗3万6千本、オレンジ苗等を購求。</p> <p>8・1 米商会所条例公布。</p> <p>8・10 内務省、授産局設置。</p> <p>8・14 札幌学校を札幌農学校と改称し開校。</p> <p>9・28 勸農局、農事修学所を駒場野に移すことを決定。</p> <p>12・27 大久保内務卿、農民一揆の頻発をみて地租の減額を建議。</p> <p>12・一 茨城・三重・愛知・岐阜・堺の各県に地租改正反対一揆おこる。</p>	<p>この年</p> <p>▷ 広島県、広島市大須賀村に有益植物試験場を目的とする農事試験場を設置。</p> <p>▷ 津田仙の学農社、『農学雑誌』発行。</p>

京	都	府
1・23 漁業者へ鑑札を下付（従来の慣行漁業を新たに鑑札制とし、水揚げ高の20分の1を府税として徴収）。 布達22号		設立。窮民引立取扱所として授産を教導。 府史
2・6 内務省4等属垣田弥、京都・山口・福岡・大坂・岐阜・熊本等の農況を視察し、この日復命書を提出。 今世農史		9・25 府、諸車は府税として月に金14錢8厘の納税を布達。 同上
2・19 府、山城・丹波・丹後の山林の地租改正調査に着手し、4・30までに申告するよう達す ⁽¹⁾ 。 府庁文書 明10-5		10・一 船井郡八木郷では本年も棉作良好で繰綿は1駄（36貫目）につき36円内外の相場にして950駄余の生産。 ⁽²⁾ 大阪日報 11・9
2・一 勸業寮の多田元吉ら、帰国し、インド産茶種を本府にも分配。 日本茶業史		12・24 府、内務省に愛宕郡聖護院村の山嶋吟輔と上京東丸太町の平井勝次郎の農夫2名を、山城8郡の郡費で農事修業のためフランスへ派遣を出願（明11・1・16許可、兩名はかねて農事をウィードに学び、聖護院村旧御殿にて農產品評会を催す）。 府史、大阪日報 明11・1・12
2・一 蚕種製造組合平安組設立（鴨川組の小室広蔵ら清涼育を行なう者が独立）。 府史		この年
3・30 府、長崎県士族松本孝輔の「新農新報」発行を許可。 同上		▷ 府、相楽郡童仙房の茶園10町歩を希望者に払下げを達す（明7ごろに華族81名寄金をもって資本とし植栽したもので、本年はじめて成園をみたが、資本主の都合で府に返還されることになったため）。 西京新聞 9・22
5・11 太政官、本府に昨9年の旱害に対し3万円を貸与。 今世農史		▷ 加佐郡蒲江・石浦・由良・東神崎の4カ村、由良川口鮎漁について相互規制・設置期限等を申合せる。 ⁽³⁾ 府庁文書 明28-83
5・30 府、新潟県士族佐藤啓行を食料月3円で農牧学校舎長に任命。 府史		この年ごろ
5・一 桑田郡、第一女紅場を篠村に建設。 篠村史		▷ 紀伊郡吉祥院村の奥田作兵衛が晩稲播州種より選出した「奥田穂」、山城地方で作付されるようになる。またこのころ、山城では一般に千本種から播州種へ品種交代がみられる。 府農会報
5・一 河村、鎌田、西野各製茶場開業。 伏見町現勢一斑 大5		▷ 愛宕郡松ヶ崎村の中堂寺大根、販売開始（河邑善右衛門金銭出入覚帳による）。 近郊蔬菜作の変遷
6・7 府、「市街地改租人民心得書」を達す。 府庁文書 明10-6		▷ 熊野郡湊村、因幡の漁師奥田勘十郎により飛魚巻取網を習い好成果をあげる。府漁業の歴史
6・10 京都米商会所を下京区第26組三の宮町に開設、資本金6万円（明19・12東洞院錦小路角に移転）。 府史		▷ 山城淀の旧藩士田辺又太郎総代となり、巨椋池沿いの葎島新田開拓出願、同新田地字横大路野島2丁4反、上5反田島4丁3反9畝、同9丁3反3歩の拝借特許（13～17年度農作につき明19・9田辺等淀城内稲葉神社附近に葎島開拓成功碑建設を計画）。 日出 明19・9・17
6・15 西陣織物会所設立（不況のため西陣物産会社を廃して改めて設立したもの。織物81社を改組して絞織・縮緬等の8社とし、製品検査と証紙貼用を断行。織屋と仲買いには免許鑑札を与えてもぐり業者をしめだし粗製濫造の防止を目的。8社に所属した戸数は5,300余戸、織工は1,600人、機数8,749台、仲買商は5組346人）。 西陣織物同業組合沿革史		
7・5 愛宕郡八瀬大原等18カ村の農民、旱魃に際し手に松明をかざして比叡山頂に登り、雨乞祈とうをする。 大阪日報 7・8		
7・6 太政官、府の夫食代金2万6千余円を丹波・丹後の窮民に貸与することを許可。 今世農史		
7・一 府麦酒醸造所創業（舎密局の分局として新高雄に開設、清水音羽滝水を利用。明14廃止）。 府誌 下		
8・23 鎌下年季明け地所の地価を取調べて申告するよう達す。 布達番外28号、府庁文書 明9-7		
8・一 府、伏水生産局を伏水第4区南浜町に		

参	考	日	本
(1) 第1条・「山林ハ耕地ト同視スヘカラスト雖モ、大略耕地丈量ノ手續ニ拠リ山岳ハ斜面側面ニテ縦横ノ間数ヲ量リ反別ヲ算出スヘキモノトス」		1・4 地租減租の詔（地租の定率を地価の3%から2.5%に引き下げ、付加税も正租の5分の1以下とする。これは市街地地租にも適用する）。	
(2) 大阪日報11・9、「又実綿操の田舎娘などは手を赤くして金切声に咽を痛めしともいへり、何しろちようど綿の匂なるゆえ」		1・11 大蔵省、常平局を設置（現米の買上げ貯蔵・放出を企図した米価調節の機関であるが、成功せず、明15・11廃止）。	
(3) 「飢営業願ニ付規則書。今般飢営業御願申上候ニ付規則左ニ奉申上候。第一条・御許容無之内飢仕拵等一切不仕候事。第二条・九月中ニ御許容有之候得ハ十月一日より仕拵ニ取掛可申事。第参条・飢打出し間数の義ハ御願申上候間数より一切打出し申間敷事。附而ハ相願居候間数たりとも御見分の上伸縮御定ニ相成候共不苦候事。第四条・船通しハ通船の差支ニ不相成候様相設置候得共其模様ニより不都合の節ハ何れの場所にてても御差図次第船通し可仕候事。第五条・川の兩岸より飢打出候義ニ付互ひ違ひに不相成候てハ不宣候ニ付相願居候場所たりとも御差図次第ニ相設我儘等の義者一言申上間敷候事。第六条・飢と々との明き間は相成丈け相互ニ間広く明け置可申候事。附而ハ右浦村の飢は成丈け村上へ相設可申、由良村の飢ハ成丈け川下へ相設可申心得之事。第七条・飢取払の日限者五月三十日限不残取払可申候事。附而ハ取拂の義ハ右日限たりとも五六日も前日ニ不残取拂置御案内可申上心得之事。右規則書之通り飢営業の村々總代申合相定候ニ付、戸長奥書を受け此段奉申上候以上。浦江村總代 藤本治郎左エ門（他3村總代）」			
		1・15 1・4の減租・民費削減にかかわらず、地租改正調査においては斟酌を加えるべきではないことを達し、調査心得書を示す。	
		1・27 地租改正事務局、用悪水費用・治水費の多くかかる土地については生産力を低くみるか、利子率を高くし地価・地租を安くするように通告。	
		2・15 西南戦争勃発（9・24平定）。	
		4・10 農事修学所、生徒郷里の土質分析のため京都等23県に照会し土壤を送らせる。	
		4・10 勸農局、ロゾクの種子を清国よりとりよせ試作。	
		4・一 生糸取締規則廃止。	
		5・一 開農義会、神田に混々舎を設置し、アールブルグ、松原新之助らを教師に農学を講義。	
		7・14 地租徴収期限を改正し、耕地に田畑の別を設ける（10・4改めて田畑の別を認める）。	
		7・25 川田兵治らの秋蚕種試製問題。	
		8・11 内務省、「物産表」を「農産表編成例言」に改正し、府県に毎年3月調査・報告を命ずる。	
		8・21 第1回内国勸業博覧会開催。	
		9・1 凶歳租税延納規則公布。	
		10・10 農事修学所を農学校と改称し、駒場野に新築を開始。	
		10・11 種牛馬貸与規則公布。	
		11・22 田租半額の米代納を許可。	
		この年	
		▷ 東京西ヶ原に樹木試験場設置。	
		▷ 老農林遠里、「勸農新書」出版。	
		▷ 兵庫県揖西郡の丸尾重次郎、後に「神力」となる稲の新品種「器量能」を選出。島根県簸川郡国富村の彦四郎、「長一本」を選出。	
		▷ カリフォルニアよりニジマスの卵を輸入し、孵化後猪苗代湖などへ放流。	
		▷ 富山県砺波郡の農民騒擾他4件おこる。	